

市民科学通信

2023 年 2 月号

(通算 33 号)

2023 年 2 月 28 日 発行

発行: NGO 市民
科学京都研究所

〒616-8012 京都市右京区谷口
垣ノ内町 5-8

嵐電・龍安寺駅北東へ徒歩 3 分

事務局 E-mail :

sigemo.nao@gmail.com

目 次

【追悼文】

2 月 24 日、西山太吉さんが逝去されました。謹んで哀悼の意を表します。

NGO 市民科学京都研究所理事会

NPO 法人京都自由大学理事会

【Justice Review (裁判論評)】

大学自治 (学部自治) と違法行為

—被告の説明は「不正確」「不合理」だが「不合理な理由で

妨げた」とまではいえない」とした判決の「非合理」— 重本 直利 . . . 3 .

【時評】あらためて企業の社会的責任 (CSR) を問う

—日・韓徴用工裁判にみる企業の不法行為と戦争責任— 重本 冬水 . . . 7

【論点提起】平和状態の創設 (カント) に向けての

今日の 5 つの論点 重本 冬水 . . . 14

冬水さんへの手紙 宮崎 昭 . . . 17

殺人の論理 塩小路橋宅三 . . . 20

二つの私性 竹内 真澄 . . . 22

寸評: 「神話的思考」をめぐって 香椎 五郎 . . . 26

アジア論的転回 竹内 真澄 . . . 29

【近況短信】ファンタジーにある「古い」

—団地タクシー奮闘記 (「アー、ウーの人」の巻) ⑤— . . . 宮崎 昭 . . . 31

興味を抱いた深掘りのオランダ絵画研究

—小林頼子氏の社会文化的分析に注目— 眞島 正臣 . . . 33

【研究ノート】「グローバルな民主主義」の探究——テッサ・

モーリス＝スズキ「批判的想像力」論に学ぶ (1) 中村 共一 . . . 41

【追悼文】 2 月 24 日、西山太吉さんが逝去されました。謹んで哀悼の意を表します。

2023 年 2 月 27 日

NGO 市民科学京都研究所理事会

NPO 法人京都自由大学理事会

『市民の科学』第 3 号（2011 年 7 月発行、市民科学研究所）は〔講演記録〕「西山太吉氏講演『沖縄密約と現代日本』」を掲載しています。これは 2010 年 11 月 27 日に京都自由大学（当時、京都市下京区の町家）において開催された講演の記録です。

この講演で明らかにされた「密約」は、日米安全保障条約を基軸にした日米同盟関係のあり様、その深部・核心にふれるものでした。そして西山さんは「日米同盟がすべて日本の国家のあり方を規制している」（同上 148 ページ、以下ページ数）と述べられた。

この「あり方」は「密約」において端的に示されています。第一は朝鮮半島有事の際の在日米軍の出動を「事前協議なし」で行う「密約」（1960 年の「朝鮮議事録」）、第二は米艦船が入港する時、核を積んでいるか否かは「一切ノーコメント」とする核政策の「密約」です（161～162）。さらに、「沖縄施政権返還」の際の沖縄の在日米軍基地の「完全自由使用」＝「事前協議の空洞化」と「財政密約（日本側負担）」、これを「密約」の第二弾とされた（162）。そして「戦争に巻き込まれる構造ができた」（163）と指摘されました。

この講演で辺野古にも言及された。「整理統合をしながら辺野古に一大拠点をつくる。6 つの基地を整理統合し、6 つの基地を合わせたものより大規模な基地をつくる。しかも新基地なんです。ここをよく理解しておかなくちゃいけない」（154）、「普天間の移転先の辺野古じゃないんです。アメリカの長期戦略体系におけるプレゼンスとしての辺野古なんです。はっきり言えば、日本への長期駐留を象徴するひとつの基地なんです」（155）と。

12 年余り前の講演で西山さんが語られた数々の「密約」のこと、「辺野古」のこと、「日本の国家のあり方」のこと、「ここをよく理解しておかなくちゃいけない」というメッセージが今も私たちの心に響きます。台湾有事、朝鮮半島有事が声高に語られる今、西山さんのメッセージをあらためて受けとめたいと思います。

2 ヶ月余りに刊行された『西山太吉 最後の告白』の帯び付にある「沖縄返還密約が日本の形を変えてしまった」の言葉が今も聞こえてきます。

＜西山太吉さんのプロフィール＞

1931 年山口県下関市生まれ。元毎日新聞社記者。1972 年沖縄返還時の日米政府間の密約をスクープした。国は、国家機密漏洩罪で西山氏を逮捕、起訴し、1974 年 1 月東京地裁は無罪（勝訴）判決となったが、国が控訴し東京高裁で逆転敗訴、1978 年に最高裁で敗訴が確定した。2000 年に密約を裏づけるアメリカの公文書が見つかり、2005 年に西山氏は国家賠償請求訴訟を起こした。2007 年、東京地裁は除斥期間を理由に棄却した。2009 年、新たに沖縄密約情報公開訴訟を起こし、一審で勝訴したが 2014 年最高裁は棄却した。著書に、西山太吉・佐高信『西山太吉 最後の告白』（集英社新書、2022 年 12 月）、西山太吉『記者と国家—西山太吉の遺言—』（岩波書店、2019 年）、『決定版 機密を開示せよ』（岩波書店、2015 年）、『沖縄密約—「情報犯罪」と日米同盟—』（岩波新書、2007 年）、筑紫哲也・西山太吉他『情報は誰のものか』（岩波ブックレット、2003 年）。

【Justice Review（裁判論評）】

大学自治（学部自治）と違法行為

—被告の説明は「不正確」「不合理」だが「不合理な理由で妨げた」とまではいえない」とした判決の「非合理」—

重本直利

（１）

李先生の提訴から４年が過ぎた今月２月９日に判決（京都地裁）となりました。

2019年１月１１日に龍谷大学経営学部李洙任教授は京都地方裁判所に提訴しました。被告は学校法人龍谷大学理事長、2013～2014年度と2017～2018年度の経営学部長および2015～2016年度の経営学部長、2015～2018年度の経営学部教務主任です。李先生は現在龍谷大学名誉教授。

李先生の提訴は、専攻演習担当の要望を数年にわたって、繰り返し書面で提出したにも関わらず、教務委員会および教授会で審議を行わず、その結果、専攻演習を担当することが出来なかったことによるものです。それは、適正な審理手続をとるべき義務を怠り、パワーハラスメントに該当し、「教授の自由」を侵害した等の違法行為にあたり、また大学に対しては使用者責任、就業環境配慮義務違反にあたるとしての訴えです。

（２）

判決の結論は「原告の請求をいずれも棄却する」です。この結論を下すにあたって、判決文は以下の判断を示しています。

「教授会の裁量的判断といっても完全な自由裁量とまではいえず、大学自治の観点からも、その判断は正当性を有するためには、適正な判断過程が確保されている必要があるというべきであり、不当な目的のために不合理な理由でその審理を妨げるなど、その判断過程の際の諸事情に照らし、執行部等の立場で教授会の運営を担う者に裁量権の逸脱・濫用があったと認められる場合には、その者の違法行為となることがあり得ると解される」。

今回の提訴は、教学事項に関わるものであり、「大学の自治」、「学部の自治」の名の下に門前払いとなることも予想されましたが、判決文は、「適正な判断過程の確保」の有無、「不当な目的のために不合理な理由でその審理を妨げたか」の有無、「執行部の教授会運営を担う者の裁量権の逸脱・濫用」の有無を争点としました。これらを争点とすることを判決で認めたことは大きな意義があります。

問題は、この「適正な判断過程の確保」、「不合理な理由でその審理を妨げたか」、「裁量権の逸脱・濫用」において、判決文が「裁量権の逸脱・濫用があるとはいえず、違法であると認められない」としたことです。

（３）

これまでの経緯を簡単に振り返りますと、従来、経営学部で25ゼミを開講していた専攻演習

が 17 ゼミにまで減少し、かつゼミの多様性の欠如（専門分野の偏り等）という事態が生じていました。この事態を反映して、当時の学生が「未ゼミ生問題」として 327 名の学生署名を添えて、ゼミの数と多様性等に関する要望書が、2017 年 6 月 16 日に学長、経営学部長、経営学部教授会構成員に出されました。なお、この学生の行動の前から李先生の専攻演習担当の要望書が経営学部長宛てに出されていきました。この学生の動きと相まって、李先生の専攻演習担当はより大きな問題となってきました。しかし、2018 年 3 月には李先生の専攻演習の要望は実現しないまま教授会での審議の道は閉ざされました。その後、2019 年 1 月 11 日に京都地裁への提訴となりました。

(4)

李先生の主張は、判決文にある「適正な判断過程の確保」がなされておらず、また「不合理な理由でその審理を妨げた」ということです。学部長および教務主任の「裁量権の逸脱・濫用」であり、違法なパワーハラスメントにも該当し、原告の「教授の自由」を侵害した違法行為に当たるとしています。また大学に対しては就業環境配慮義務による債務不履行であるとして、連帯して損害賠償金の支払いを求めた提訴でした。教学事項の著しい不合理性・非民主性を訴える提訴でしたが棄却されました。

現在、国公立大学を問わず、トップダウンによる教育・研究内容にもおよぶ著しい不合理性・非民主性の事態が進行しています。大学自治、学部自治の名の下に、裁判はこの事態に対応・対処できていないことが、今回の裁判でも明らかになりました。現在、全国のいずれの大学内でも憲法 23 条「学問の自由は、これを保障する」が著しく損なわれています。23 条は第 3 章「国民の権利及び義務」の条項です。

トップダウン（権限の逸脱・濫用）による教育・研究内容におよぶ著しい不合理性・非民主性の事態に対して、市民の権利行使および義務履行が必要です。このために、今回の判決が「裁量権の逸脱・濫用があったと認められる場合には、その者の違法行為となることもあり得る」とした点は評価されます。

(5)

裁判所が国家権力の三権分立による権力機構の一部であることは否めませんが、市民的権利の擁護とその行使として機能する権力機構でなければならないと言えます。また、そのように市民は権力機構を監視しなければなりません。ジャーナリズムとともにアカデミズム（日本学術会議も含め）もこの責任を負っています。

だが、大学人（その前に一市民ですが）には、大学自治・学部自治をふまえてのことなのですが、裁判に訴えることそのことを否定する考えが根強くあります。解雇事件の場合であれば訴えてもよいが（この場合も教育・研究内容に関連していますので解雇だけを取り出すことは出来ません）、教育・研究内容に関係する教学事項は訴えるべきではない、大学・学部自らで解決すべきとの考えがあります。こうした考えは一応首肯できます。同時に私には、「大学の皆さん！もっとしっかりして下さい」という市民の声が聞こえてきます。

教学事項が著しい不合理性・非民主性（明確な 23 条違反）を有し、かつ大学内で解決不能な（トップの独裁的な権限行使あるいは構成員に自浄能力がない）場合は、一大学人は訴える以外に道はないと言えます。解雇事件のケースと同様です。それは「市民の権利行使および義務履行」と思います。大学人である前に一市民です。

国家権力が権力集中ではなく三権分立であることが「権力の濫用を防ぎ、市民の権利と自由を保障する」ことを目的とすることから考えますと、その分立権力の一部である司法権（裁判所の権力行使）自体もまた「市民の権利と自由を保障する」ことを目的とすることは自明のことと言えます。もちろん、現在、三権分立が十分機能しているかについては大きな疑問があります。また、現在の裁判所に期待できるかの疑問は残ります。だが、裏切られたとしても期待

しつづけたと思います。

(6)

判決文は、被告の説明が「不正確なものであったことは否めず、不合理な理屈で変遷しているように受け止められる内容であったと思われる」としながらも、「必ずしも原告の要望に対する審議を不合理な理由で妨げたとはまでは言えない」としました。一般常識あるいは市民感覚としては「必ずしも・・・とまでは言えない」とは「肯定しながらも最後に否定するという論理」です。言い換えるなら、原告は被告を土俵際まで押し込んだが最後にうっちゃられたといったところです。この「うっちゃり」の中身は何か。

この判決文は、専攻演習を担当する上での担当者の「選定手続き」に、「明文の規定」あるいは「従前の慣例」がないこと、さらに「制度化されていない取扱いに係るもの」であることから、「原告の要望に対する審議を不合理な理由で妨げたとはまでは言えない」としました。つまり、「選定手続き」は明文がなく制度化もされていないから、審議を妨げたことを「裁量権の逸脱・濫用があるとはいえず、違法であると認められない」と結論づけたのです。

しかし、こうした「明文の規定」、「従前の慣例」、「制度化された取扱い」があれば教務委員会、教授会で審議する要望書を李先生が繰り返し出す必要もなく、また審議での演習担当の可否は決まっていたと言えます。明文化され制度化されたものがないが故に、教務委員会、教授会で審議するよう李先生は繰り返し要望したに過ぎません。

原告・李先生の主張は1996年の就任以来、ずっと専攻科目を担当していたという点です。このことも判決文は事実認定しています。さらに判決文は「カリキュラム上、専攻科目（講義科目）と専攻演習（演習科目）は対の関係にあり、前者の担当教員が後者を担当することが基本的形態となっている」と事実認定しています。この「カリキュラム上の基本的形態」はカリキュラム上の「従前の慣例」であり「制度化された取扱い」と言えるものです。

他方、判決文は、専攻演習担当者の「選定手続き」の「明文の規定」、「従前の慣例」、「制度化された取扱い」を取り上げていますが、これは裁判官が被告の主張を踏襲（援用、肯定）したものです。しかし、被告も裁判官も認定しているように専攻演習担当者の「選定手続き」なるものは、そもそも過去にも現在にも存在していません。未来においても存在しません。前述のように、そもそも「専攻科目と専攻演習は対の関係にあり、前者の担当教員が後者を担当することが基本的形態」であるということだけです。私も専攻科目を担当し同時に専攻演習を担当したに過ぎない。そこに演習担当の「選定手続き」なるものは存在しないのです。すでに教養教育科目担当で専攻演習を担当している先生に対する「選定手続き」なるものも存在していないのです。それは陳述書で明らかとなっています。「選定手続き」なるものは存在しないし必要ないのです。「対」とはそういう意味です。そもそも存在しない「選定手続き」を被告が勝手に持ち出し、裁判官がこれを根拠に原告の訴えを退けたのです。これが「うっちゃり」の中身です。

李先生の場合、専攻演習を担当していなかったのは、専攻科目を担当していたものの教養教育科目担当者であり専攻演習を担当する義務を負っていなかったからです。専攻演習担当の要望（申し出）は、カリキュラム上、好ましいことであり、学部の教学運営においても実にありがたいことです。

被告・学部長、教務主任は「選定手続き」なるものを勝手に創作し、李先生の専攻演習の要望を審議に入る前に退けようと意図（企図）したと言わざるをえません。

以上の点で、判決文は、「選定手続き」なるものを、被告の主張にそって踏襲（援用）し事実認定しています。このことによって判決文は明らかな論理矛盾を起こしています。つまり、「対」の関係を事実認定しながら、この「対」の間にありもしない・必要でもない「選定手続き」なる架空の内容を挿入することになったのです。その結果、裁判官は「選定手続き」が定

まっていないから、「必ずしも原告の要望に対する審議を不合理な理由で妨げたとはまではいえない」と結論づけてしまったのです。

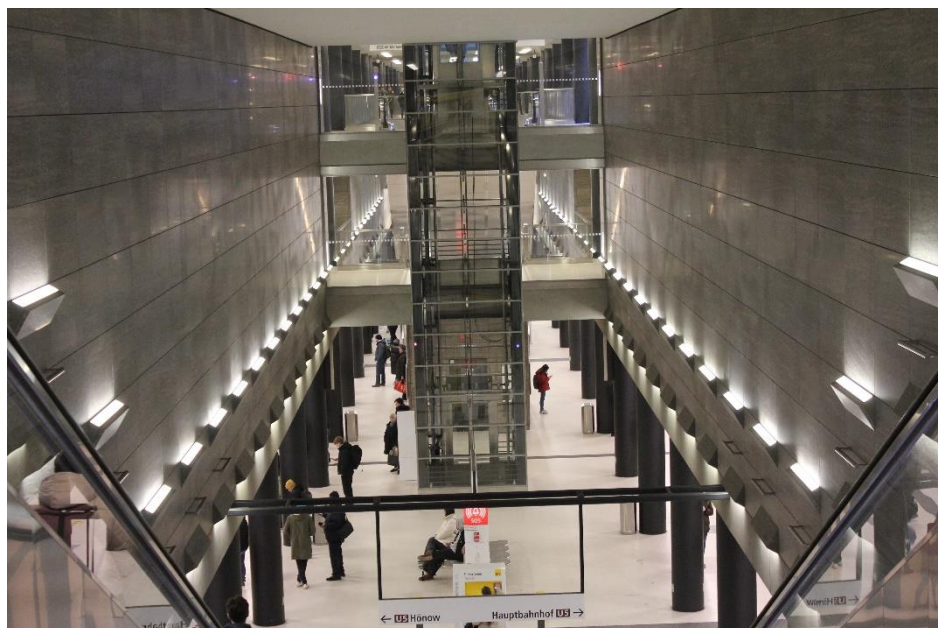
何故、このような明白な論理矛盾に裁判官は気づかなかったのか。その見識を問いたい。

(7)

ありもしない・必要でもない専攻演習担当者の「選定手続き」なるものを執拗に持ち出し、李先生の要望の審議に入ることなく葬り去った議事運営は極めて非合理であり、学部長、教務主任の権限の逸脱・濫用は明白です。李先生は「審議を非合理的理由で妨げた（権限の逸脱・濫用）」と「言える」として大阪高裁に控訴しました。控訴審に期待したいと思います。

(しげもと なおとし)

付記；引き続きご支援をお願いいたします（大学オンブズマン理事、龍谷大学経営学部李洙任先生を支援する全国連絡会事務局の重本より）。



【時評】あらためて企業の 社会的責任（CSR）を問う

—日・韓徴用工裁判にみる 企業の不法行為と戦争責任—

重本冬水

はじめに

2022 年 5 月、韓国で尹錫悦大統領が就任して以降、「徴用工問題」が新たな展開をみせています。尹政権の「解決案」は韓国政府の傘下で元徴用工を支援する「日帝強制動員被害者支援財団」が被告日本企業の債務を引き受け、原告への支払いを肩代わりするというものです。原告・被害者は反対しています。韓国最高裁（大法院）判決に基づく日本企業資産の現金化が進まない現状の中、企業の社会的責任（CSR）の視点から、あらためて「徴用工問題」をとりあげます。

日本および韓国での徴用工裁判の主要な論点は 1965 年の日韓基本条約の「請求権・経済協力協定」の内容をめぐる解釈です。この協定の日本語訳は「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」であり、略称は「韓国との請求権・経済協力協定」となっています。同第一条では無償 3 億ドル(供与)と有償 2 億ドル(貸付)のいずれもが「日本国の生産物と日本人の役務の提供」となっており、さらに「大韓民国の経済の発展に役立つものでなければならない」と定められています。これまで多くは「請求権協定」と表記されてきた経緯がありますが、その実質は「経済協力協定」です（以下「協定」と略記）。

そもそも「請求権問題の解決」と「経済協力」という質の異なるものを強引に結び付け、「経済協力」によって「請求権問題の解決」としたことに根本的な問題があります。この責任は当時の日韓両政府にあります。また、日本側の主張する「請求権問題の解決」とは一括方式での経済協力資金(生産物と役務)の提供のことであり、それは日本の経済を潤し日本の企業の利益につながる「提供」でもあったのです。つまり「大韓民国の経済の発展に役立つものでなければならない」との縛りは、その背後で「日本の経済の発展に役立つ」を企図していました。韓国から聞こえてきた「盗人猛々しい」（盗みをしながらずぶとく平気な顔をしていること）という言葉が浮かんできます。

この提供によって、後は、当時の韓国政府(軍事独裁政権)に個人請求権問題の解決も「委任した」・「任せた」のだと日本政府は言います。しかし、これほど無責任なことはありません。加害側の日本政府のこうした無責任な姿勢・態度は、植民支配の不法を曖昧にしたまま、つまりその反省・謝罪がないまま「協定」が結ばれたことの帰結でもあります。この「協定」は少なくとも徴用工の被害・損害に対する個人請求権の放棄を意味するものではありません。

本稿の目的は 3 つです。第 1 は個人請求権をめぐる韓国大法院判決(2018 年 10 月 30 日)の論理を明確にすること、第 2 は 1990 年代以降多発する日本国内での裁判の内容を明確にすること、第 3 は企業の社会的責任(CSR)の視点から企業の戦争責任・過去責任を問うことです。

1. 大法院判決にみる不法の二重性と個人請求権

強制連行・強制労働被害者の個人請求権には、企業が経済活動上、当然支払うべき賃金(未払い金)と被害等への補償金に対する請求権があります。さらにもうひとつの個人請求権には、韓国大法院判決(2018年10月30日、被告は新日鐵住金、2019年4月から商号変更で日本製鉄)で示された「日本政府の韓半島に対する不法な植民支配および侵略戦争の遂行と直結した日本企業の反人道的な不法行為※」を前提とする慰謝料(損害賠償金)請求権があります。なお本稿では、「補償」を「植民支配の不法性」の有無を前提とせず、用い、「賠償」を「植民支配の不法性」を前提として用います。

※本稿における判決文日本語訳は、張界満・市場淳子・山本晴太訳「2018.10.30 新日鐵住金事件大法院判決〈仮訳〉」によります。

この2つの個人請求権は日本と韓国における裁判において扱いが異なっています。日本の裁判の被告は国と企業、韓国の裁判の被告は企業のみとなっています。さらに日本での裁判はこの2つの個人請求権に基づく訴えであり、韓国の裁判は慰謝料(損害賠償金)のみの個人請求権に基づく訴えです。大法院判決では、「原告らは被告を相手に未支給賃金や補償金を請求しているのではなく慰謝料を請求しているのである」と明確に区別しています。なお、日本の裁判での「慰謝料」請求は「植民支配の不法性」と直結させてのものではありません。

何故、韓国の裁判では、原告被害者は未払い金や補償金を請求しなかったのでしょうか。それは争点が「不法な植民支配および侵略戦争の遂行と直結した日本企業の反人道的な不法行為」という点にあったからです。その理由は、未払い金や補償金の請求と慰謝料(損害賠償金)の請求を一体的に争点にすることが植民支配の「不法—合法」(1910年の「韓国併合」が不法であったか否かをめぐる議論)との混同を招く恐れがあったからです。2つの請求権を区別するのは、個人請求権のうちの慰謝料請求の争点である「植民支配の不法性」を明確にするためであるとともに、後で述べます1965年「協定」の内容解釈をめぐる混乱を避けるためであったと考えられます。また、「協定」が「植民支配の不法性」について日韓双方とも曖昧にしたまま締結されたことは歴史的事実であり、ここを争点として韓国での裁判が行われました。原告被害者側の意図は、「植民支配の不法性」を埋もれさせないこと、慰謝料請求の正当性をはっきりさせることであったと言えます。

他方、歴代および現日本政府は、1965年「協定」締結当時と同様、植民支配の「不法—合法」を曖昧にし、それを埋もれさせたまま「完全かつ最終的に解決された」ことにしたいのです。このことを大法院判決は覆しました。この事態を日本の国論では「ちゃぶ台返し」として語られることになります。しかし、このこと(「日本政府の韓半島に対する不法な植民支配および侵略戦争の遂行と直結した日本企業の反人道的な不法行為」)を曖昧にし、それを埋もれさせることは許されることなのでしょうか。大法院判決が確定した今、このことが日本に問われています。そうであるならば、被告は企業のみでなく、「不法な植民支配」の責任は国である以上、国(日本政府)も被告と言えます。だが国は除かれています。

被告企業の上告理由に対する大法院判決の要点は以下です。

- (1)「外国判決承認」(植民支配が合法的だったとする規範的意識を前提とする日本判決をそのまま承認すること)については「大韓民国の善良な風俗や、社会秩序に反する」として認定しない。
- (2)旧日本製鉄に対する請求権は新日鐵住金(現日本製鉄)にも行使できる。
- (3)損害賠償(慰謝料)請求権は請求権協定には含まれない。
- (4)消滅時効による債務不履行は著しく不当、信義誠実の原則に反する権利の濫用である。

2. 日本企業の不法行為の二重性

原告被害者は、前述したように損害賠償金(慰謝料)請求を日本企業に対して行い、未払い金や補償金を請求していません。ここでの「不法」は「不法な植民支配」とそれに直結した「日本企業の不法行為」の二つですが、「日本企業の不法行為」の部分だけを取り出すとどうなるのでしょうか。

日本で争われた裁判では、「日本企業の不法行為」の中身は、第一に強制労働、劣悪な労働条件などの不法行為であり、第二に強制貯金による賃金未払いの不法行為であり、第三に損害および苦痛を与えた不法行為です。2001年3月27日の大阪地裁の判決文(当時被告は新日鐵)では以下のように述べられています。

「常時、日本製鐵の監視下に置かれて、労務からの離脱もままならず、食事も充分には与えられず、劣悪な住環境の下、過酷で危険極まりのない作業に半ば自由を奪われた状態で相当期間にわたって従事させられ、清津においても、短期間とはいえ、一日のうち12時間も土木工事に携わるといふさらに過酷な労働に従事させられ、賃金の支払は全くなされていないことが認められ、右は実質的にみて、強制労働に該当し、違法といわざるをえない」(「日本戦後補償裁判総覧」、<http://justice.skr.jp/>より、以下の日本裁判の判決文も同様)。

日本企業の不法行為は、「不法な植民支配」との「直結」と切り離れた上での日本裁判においてもすでに認定されています。ただ、「別会社」論、「消滅時効」・「除斥期間」の適用、「旧・新勘定」の区別などの論理で、最高裁においてすべて原告被害者の敗訴が確定しました。

今回の韓国での裁判は「日本政府の韓半島に対する不法な植民支配および侵略戦争の遂行と直結した日本企業の反人道的な不法行為」を争点にしています。この意味は何でしょうか。上述のように大法院判決は、「消滅時効による債務不履行は著しく不当、信義誠実の原則に反する権利の濫用」であると判示し、債務問題は依然未解決としました。ただ、裁判での債務は慰謝料(損害賠償金)ですが、大法院判決はこの債務を「不法な植民支配」と「直結」した「日本企業の不法行為」によるものとしています。従って、この日本企業自体の「不法行為」は「不法」の二重性をもっていることになります。

しかし、「不法な植民支配」と「直結」させず、それを曖昧に(あるいは「分離」)したままの日本裁判は、結果として国の責任は問われず、また企業における「債権・債務関係」における未払い金・補償金の枠内にとどまってしまったのです。それ故、企業の「不法行為」は認定するが、「別会社」論、「消滅時効」・「除斥期間」の適用、「旧・新勘定」の区別などの法形式の論理で、ことごとく原告被害者敗訴となりました。「不法な植民支配」を前提に裁判が行われていれば、結果は異なっていたと言えます。ただ、原告被害者の受けた被害の実態は筆舌に尽くしがたいと認定したことから、他の裁判では「和解」が実現したり、また西松建設訴訟では以下の最高裁「付言」(2007年4月27日)が出されました。

「個別具体的な請求権について債務者側において任意の自発的な対応をすることは妨げられないところ、本件被害者らの被った精神的・肉体的苦痛が極めて大きかった一方、上告人は前述したような勤務条件で中国人労働者らを強制労働に従事させて相応の利益を受け、更に前記の補償金を取得しているなどの諸般の事情にかんがみると、上告人を含む関係者において、本件被害者らの被害の救済に向けた努力をすることが期待されるところである」。

今回の韓国大法院判決は、日本での判決(被害者敗訴)を「大韓民国の善良な風俗や、社会秩序に反する」として認定しないとししました。日本での裁判は、植民支配の「不法—合法」を曖昧にしたまま、法の形式合理性を用いてあくまでも単なる債権・債務問題として扱い、結果として原告被害者の実質的被害である未払い金と補償金の請求権をも法的に葬り去ったのです。このことは日本社会においても「日本の善良な風俗や、社会秩序に反する」と言わざるをえません。

大法院判決は、「不法な植民支配」の下での日本企業の「不法行為」に対し、「消滅時効による債務不履行は著しく不当、信義誠実の原則に反する権利の濫用」として新日鐵住金に賠償命

令を出しました。この日本の「不法な植民支配」の下での日本企業の「不法行為」という「不法」の二重性（不法の中の不法）によって、日本企業のみならず日本政府にも、さらには日本社会に対しても、「徴用工問題」が新たな段階での課題として投げかけられることになりました。

3. 「協定」と個人請求権

1) 強制動員慰謝料（損害賠償金）請求権

韓国大法院判決は「協定」第1条について次のように述べています。

「第1条では『3億ドル無償提供、2億ドル借款（有償）の実行』を規定しているが、その具体的な名目については何の規定もない。借款の場合、日本の海外経済協力基金により行われることとし、上記の無償提供および借款が『大韓民国の経済発展に役立つものでなければならない』という制限をわざわざ設けている。請求権協定の前文において、『請求権問題の解決』に言及してはいるものの、上記の5億ドル（無償3億ドルと有償2億ドル）と具体的に連結する内容は無い。これは請求権協定に対する合意議事録(I)2.(g)で言及された『8項目』の場合も同様である。当時の日本側の立場も、請求権協定第1条のお金が基本的に経済協力の性格であるというものであったし、請求権協定第1条と第2条の間に法律的な相互関係が存在しないという立場であった」。

「協定」第1条は「供与及び貸付けは、大韓民国の経済の発展に役立つものでなければならない」と明記されています。第2条は「締約国及びその国民に対するすべての請求権であって同日以前に生じた事由に基づくものに関しては、いかなる主張もすることができないものとする」としています。大法院判決はこの第1条の「経済の発展に役立つ」と第2条の「いかなる主張もすることができない」との間に「法律的な相互関係はない」と述べています。この「経済の発展」と「いかなる請求権も主張できない」との相互関係は「協定」で説明されていませんし、そもそも質の全く異なるこの相互を関係づけることはできません。また、企業に対する請求権はこの第2条には当然含まれていないと判決は述べています。

さらに、大法院判決は「協定の交渉過程で日本政府は植民支配の不法性を認めないまま、強制動員被害の法的賠償を徹底的に否認し、これに伴い韓日両国の政府は日帝の韓半島支配の性格に関して合意に至ることができなかった。このような状況で強制動員慰謝料請求権が請求権協定の適用対象に含まれたと見るのは難しい」と述べ、「協定の一方の当事者である日本政府が不法行為の存在およびそれに対する賠償責任の存在を否認する状況で、被害者側である大韓民国政府が自ら強制動員慰謝料請求権までも含む請求権協定を締結したとは考えられない」としています。

これについて大法院判決文の「個別意見」では、損害賠償請求権がたとえ「協定」に「含まれるとしても、その個人請求権自体は請求権協定だけでは消滅せず、ただ請求権協定でその請求権に関する大韓民国の外交的保護権が放棄されただけである」としています。また、「国家と個人が別個の法的主体であるという近代法の原理は国際法上も受け入れられているが、権利の『放棄』を認めようとするならその権利者の意志を厳格に解釈しなければならないという法律行為の解釈の一般原則によれば、個人の権利を国家が代わりに放棄する場合には、これをより厳しく解さなければならないからである。ところが請求権協定はその文言上、個人請求権自体の放棄や消滅について何の規定も置いていない」と述べています。

現日本政府は国際法違反などと言いますが、「国家と個人が別個の法的主体であるという近代法の原理」は日本では受け入れられないというのでしょうか。

2) 未払い金、補償金の個人請求権

また判決文の「個別意見」では、「請求権協定での両国政府の意思は個人請求権は放棄されないことを前提に政府間だけで請求権問題が解決されたことにしようとするもの」であったと述

べています。韓国裁判において未払い金および補償金を原告・被害者は請求していませんが、未払い金および補償金の個人請求権が「協定」に含まれているとしても、それは外交的保護権が放棄されただけであって個人請求権は残っていると言えます。

大法院判決の「補充意見」では、「協定」はサンフランシスコ条約第4条(a)に基づく債務・債務関係を解決するためのものであり、「日本の植民支配の不法性を前提とするものではなく、そのような不法行為に関する損害賠償請求権が含まれたものではない」と述べられています。このことは、個人請求権としては損害賠償請求の方が、未払い金および補償金請求の方よりも、その正当性がより一層明確であるということを意味しています。

さらに、大法院判決の「補充意見」で「日本政府が請求権協定当時はもちろん現在に至るまで強制動員の過程で反人道的な不法行為が犯されたことはもとより植民支配の不法性さえも認めていないことは周知の事実である」との指摘から、加害企業の強制労働等の「反人道的な不法行為」に対する未払い金および補償金の個人請求権も未解決であると言えます。

大法院判決は、「反人道的な不法行為」と「植民支配の不法性」を明確にし、日本企業に賠償金(慰謝料)の支払いを命じました。このことは、日本政府、日本企業、日本社会にこの周知の事実の共有を求めていることを意味します。少なくとも日本企業それ自体の「不法行為」は日本の裁判でもすでに認定されています。これは否定しようもない歴史的事実です。

4. 日本企業の不法行為と日本裁判

1) 強制労働の違法性を認める(日本製鐵大阪地裁判決)

日本における裁判の内容はどのようなものであったのでしょうか。原告被害者は、新日本製鐵と国(日本政府)を相手に 1997 年 12 月大阪地裁提訴、2001 年 3 月棄却、大阪高裁控訴、2002 年 11 月棄却、最高裁に上告、2003 年 10 月棄却となります。

大阪地裁は本件事案の概要を「原告らが、第二次世界大戦時に、当時の日本製鐵株式会社(以下「日本製鐵」という)の労務者募集に応募して朝鮮半島から日本製鐵の経営する大阪製鉄所まで強制連行され、強制労働に従事させられた、被告国は日本製鐵の事業を国策として推進・支援したなどと主張し、被告新日本製鐵株式会社(以下「被告新日鐵」という)に対し、未払賃金ないし相当損害金、慰謝料、弁護士費用の支払と謝罪文の交付を、被告国に対し、未払賃金相当損害金、慰謝料、弁護士費用の支払と謝罪文の交付をそれぞれ求めた事案である」と述べています。

地裁が棄却するに至る主たる争点に対する判示の要点は以下です(⇒以下)。

(1)原告らの強制連行、強制労働の事実の有無⇒強制連行は無し、強制労働は有り。

(2)原告らの強制連行、強制労働に関する被告らの責任の有無

①日本製鐵の責任の有無⇒不法行為を認めるも解散し存在しないので責任無し。

②被告国の責任の有無⇒契約類似の関係(雇用関係)にないので責任無し。

③被告新日鐵の責任の有無—日本製鐵の債務の承継の有無⇒承継を認めない。

(3)原告らに関する被告らの供託行為についての不法行為責任の有無

①日本製鐵の責任の有無⇒供託無効、有効ならば原告債権は存在しない。

②被告国の責任の有無⇒供託無効だから被害者への通知義務違反にあたらない。

③被告新日鐵の責任の有無—日本製鐵の債務の承継の有無⇒承継を認めない。供託無効の不法行為は第二会社に承継された余地はあるが、原告の未払金債権の権利行使を妨げた経緯は認められないから被告新日鐵に対する損害賠償請求は認めない。

なお、(3)の「供託行為」とは未払い賃金等を企業が法務局等へ供託したことを意味します。これは 1946 年 10 月、厚生省労政局から事業主に未払い賃金等の散逸防止を目的とした通達に基づきます。

上記(1)について判決文は、「日本製鐵の経営する大阪製鉄所に付属する本件寮における原告

らの居住状況と大阪製鉄所での労働内容は、技術を習得させるという日本製鉄の事前説明から予想されるものとは全く異なる劣悪なものであって、原告らは、一部賃金の支払を受けたものの、具体的な賃金額も知らされないまま、残額は強制的に貯金させられ、多少の行動の自由が認められた時期もあったものの、常時、日本製鉄の監視下に置かれて、労務からの離脱もままならず、食事にも充分には与えられず、劣悪な住環境の下、過酷で危険極まりのない作業に半ば自由を奪われた状態で相当期間にわたって従事させられ」と述べています。

虚偽の事前説明で採用し、賃金の多くは強制的に貯金させられ、常時監視され、食事にも住環境も劣悪で、過酷で危険極まりない作業を強制されました。この企業の不法行為は「植民支配の不法」と密接な関連、つまりその下にあってはじめてなしうる不法行為でもあります。すなわち「植民支配の不法」の下、朝鮮の人々が奴隷状態におかれた状況と直結した戦時国策統制下の日本企業での奴隷(強制)労働です。だが「虚偽募集」による採用(=「募集」という名の強制連行)と企業内不法行為は判決文にもありますように雇用関係にある企業の責任です。

控訴審(大阪高裁)判決では、「協定」等による個人請求権の可否について「控訴人らの日本製鉄に対する債権は、日韓請求権協定 2 条 3 の財産、権利又は利益に該当し、財産権措置法によって昭和 40 年 6 月 22 日をもって消滅したものと解するのが相当である」と述べています。財産措置法は日本国内での法的措置であるにもかかわらず、控訴審判決はこれを韓国人に対しても適用しました。「植民支配の不法」との関連を不問にしたことによって、個別企業での被害者の債権(未払い金等)を単に日本国内の財産権として措置し消滅させてしまったのです。

2) 企業の加害責任を認め賠償命令(西松建設広島高裁判決)

日本判決の中、数少ない被害者勝訴事例として西松建設控訴審判決があります。広島高裁判決は、地裁判決と同じく「被控訴人による強制連行及び強制労働の事実を認めることが出来る」とした上で、次の 3 つを判示しました。

- (1)被控訴人らの行為は不法行為を構成するものというべきであるが、不法行為に基づく損害賠償請求権は民法 724 条後段の除斥期間の経過により消滅した。
- (2)被控訴人が被害者本人らに対し、劣悪な環境の下で過酷な労働に従事させていたことは債務不履行(安全配慮義務違反)というべきところ、債務不履行に基づく損害賠償請求権についても消滅時効の期間は経過したものというほかないが、被控訴人がこれを援用することは、権利の濫用であって許されない。
- (3)日中共同声明等により損害賠償請求権に応じる法律上の義務が消滅したとする被控訴人の主張は理由がない。

除斥期間の経過による個人請求権の消滅としたものの(2)の消滅時効について判決は「時効援用権」解釈の問題として捉えました。消滅時効は「現実的な権利行使」を無視しえないとし、「本件においては、時効の援用を許さなければ、時効制度の目的を著しく反するという事情はない上、時効期間の徒過を理由に権利を消滅させることが、著しく正義・公平・条理等に反すると認めるべき特段の事情が認められる」と述べ、加害企業の消滅時効援用を権利の濫用としました。

なお、判決は、「戦後損害補償金」を政府が 1946 年 3 月に決定し、戦時中相当の利益を上げた西松建設が戦後 92 万余円(金額当時)もの巨額の補償金を受け取り、その課税も免除された点を指摘しています。他方、被害者への法的補償は今もって 1 円も出されていません。強制連行・強制労働(不法行為)企業への手厚い補償は戦後処理の不合理性を象徴しています。

(3)の日中共同声明の第 5 項(戦争賠償請求放棄)については、「中国国民が請求権を放棄することは明記されていないし、中華人民共和国政府が放棄するとしたのは『戦争賠償の請求』のみである」とし、「本来、外国人の加害行為によって被害を受けた国民が個人として加害者に対して損害賠償を求めることは、当該国民固有の権利であって、・・＜略・重本＞・・、被害者に加

害者に対する損害賠償請求権を放棄させることは原則としてできない」としています。このことは日韓「経済協力協定」においても同様です。広島高裁は企業の加害責任を認め賠償命令を出しました。なお、この西松建設訴訟は、被告に国は入っておらず、また中国人徴用工の事例であり、「植民支配の不法」は争点ではありません。

この後、被告企業(西松建設)は上告し、この高裁判決は棄却され被害者敗訴となります。最高裁は「日中共同声明 5 項に基づく請求権放棄の対象となると言わざるを得ず、自発的な対応の余地があるにしても、裁判上訴求することは認められない」とし高裁判決を棄却、地裁判決を妥当としました。この高裁判決(個人請求権を法的に認めた判決)を棄却した最高裁判決が日本裁判の論理を決定づけました。最高裁は、被害のあまりの酷さに前出の「付言」を出し、その後「和解」となりましたが、この判決は中国人被害者の個人請求権も日本において法的に葬り去ったのです。

おわりに

韓国大法院判決によって、あらためて日本政府および日本企業の責任倫理が問われています。日本の生産物、日本人の役務による一括経済協力資金の提供で、犠牲者・被害者への償いがなされたとは到底言えません。また、「植民支配の不法性」のみならず強制連行・強制労働の不法行為さえも否定する加害側の日本政府および日本企業に、犠牲者・被害者への償い、個人請求権の解決などという考えは、そもそも存在しなかったのです。その帰結として、日本の生産物・日本人の役務での一括経済協力資金の提供となり、当時の韓国政府に請求権問題を丸投げしたのです。

個人請求権を法的に葬り去った日本裁判、また国は個人請求権をすべて解決済みとしていますが、一部企業(鹿島建設、西松建設、三菱マテリアル)は「道義的責任」として「和解」を行いました。しかし、「和解」は、「道義的責任」というよりも、不法行為(強制連行・強制労働)に対する企業の社会的責任(CSR)であり、また戦争責任・過去責任に基づいて行われるべきものです。

広島高裁判決で示された法的責任が、韓国大法院判決が出された今、「植民支配の不法」と直結して、あらためて加害企業および日本政府、日本社会に問われています。「不法な植民支配」の下での強制連行(募集、官斡旋、徴用)、そして強制労働にあらためて誠実に向き合わなければなりません。

<関連文献>

重本直利「徴用工問題にみる歴史認識と企業の戦争責任—その論理と倫理—」(月刊誌『ねっとわーく京都』2020 年 1 月号～6 月号の 6 回連載)、発行；特定非営利活動法人ねっとわーく京都 21、発売；かがわ出版。

(しげもと どうすい)



【論点提起】

平和状態の創設（カント） に向けての 今日の5つの論点

重本冬水

「通信」1月号掲載のコラムの続きを考えていましたが、なかなかまとまった原稿にはならず、苦肉の策として「論点提起」の形で書いてみました。所員・所友の皆さんへの投げかけです。受けとめていただき投げ返していただければ大変うれしいです。尼崎の下町で甲子園を目指すいつも泥だらけで顔黒の野球少年だった遠い昔のキャッチボールの楽しさが浮かんできます。また、本「通信」に宮崎昭さんから「冬水さんへの手紙」が掲載されています。ありがとうございます。その一部についてですが返信としてこの「論点提起」を受けとめていただければ幸いです。

1. EU(ヨーロッパ連合)の中心国ドイツとEA(東アジア)の「辺境国」日本という論点

- ・過去（戦争）責任の向き合い方の相違からくる EU(ヨーロッパ連合)の中心国ドイツと EA(東アジア)の「辺境国」日本という真逆の図式。
- ・日本は United States of America のハワイ州のさらに西の端の 51 番目の「辺境 State」でもあるのか。未来が全く見えない。
- ・だが想像力 (great imaginative powers) を発揮すれば、「辺境」だからこそ出来る何かがあると思います。→以下の5の論点へ
- ・日・独の戦後の歩みの大きな相違としての強制連行・強制労働問題への対応の仕方、日本社会の人権という視点の脆弱さ。
- ・「徴用工問題」と CSR（企業の社会的責任）、日本の民間・市民組織の弱さ、国家・政府への依存・付度。
- ・国同士が締結した協定に個人も民間組織・市民組織も従えという日本の感覚と政治の異常さ。また、原告・被害者と被告・企業（民間組織）の民事裁判に、国家・政府が平気で介入し、またそれに従う企業と国民の感覚の異常さ。

付記；本号「時評」を参照して下さい。

2. イマヌエル・カントの「平和状態の創設」と安重根の「東洋平和論」という論点

- ・旅順（大連）に「東洋平和会議体」を創設するとした安重根の獄中提案。
- ・この安重根の 1910 年の提案は東アジアにおける平和状態の創設を目的としています。
- ・国際連盟本部のジュネーヴ、国際連合本部のニューヨーク、ヨーロッパ連合本部のブリュッセル、そして今、「東アジア平和連合」本部の旅順（大連）という提案は可能か。なお、国際連盟本部は永世中立国スイスに置かれていた。国際連合本部をニューヨークから移転すべきと思う。

3. 「飽くまで戦争を非認す」(秋水)と「憲法前文・第9条」という論点

- ・「憲法前文・第9条」は「絶対悪（いかなる思想・立場・観点からも悪）としての戦争」ということではなかったのか。
- ・「あくまで戦争を非認す」とはいったい何なのか。それは侵略戦争はもとより自衛・防衛戦争も非認です。戦争はつねに自衛・防衛として行われます。かつての日本も「日本の生命線・利益線」として朝鮮半島、中国・満洲へと侵攻・侵略した。
- ・日本は明治2年に「国の防衛と治安維持」を目的として兵部省が設けられ、その後、海軍省、陸軍省となった。日本は明治以降1945年8月15日まで「国の防衛」のために侵攻・侵略を繰り返した。このことが繰り返されようとしているのが今の日本の現実です。
- ・アメリカは1947年に陸軍省、海軍省など一括しDepartment of Defense（国防総省）と名付けられた。国防省と防衛省は同義です。漢字文化圏の国である中国、台湾、韓国、北朝鮮などは国防部あるいは国防省です。戦争はすべて「国の防衛」（国防）のためという「大義名分」によっています。日本は1954年に自衛隊（Self-Defense Forces）を創設し2007年に防衛庁は防衛省（Ministry of Defense）に昇格した。Department of Defense（国防総省）と何ら変わらない。日本の現政権は東アジアにおけるアメリカの軍事行動と「軌を一にする」（立場や方向を同じくする）と表明しました。これは防衛省が国防総省の一部になる表明でもあります。
- ・ロシアの侵攻・侵略によるウクライナとの戦争をどうみればよいのか。あくまで非認するか、やむなしとして肯定し「国防」という名の下にウクライナを支援し武器供与を続けるのか。ウクライナの年間軍事費を大きく超える武器供与が行われています。どこまで続くのか、「決着」がつくまでか、その「決着」とは何を意味するのか。

4. 「戦争（反撃）する」他に「降伏する」という選択肢の論点

- ・「戦争する」他に「降伏する」という選択肢があります。日本は1945年8月15日にポツダム宣言を受諾し無条件降伏しました。もっと早く（例えば半年前に）「降伏」していれば、日本にとっては少なくとも東京大空襲も沖縄、広島、長崎、シベリア抑留等々の惨状はなかった。また、朝鮮半島の南北分断、朝鮮戦争もなかったのではないかと想いを巡らせます。
- ・「戦い続ける」という心情倫理と「降伏する」（＝「戦わない」、「戦いを止める」）という責任倫理の捉え方があります。「降伏」は最も勇気ある高邁な選択肢ではないか。これが戦後の「憲法前文・第9条」という選択肢の中身であったと思えてなりません。
- ・「降伏」しても不当な扱いを受けるなどの人権抑圧に対しては、闘う市民という選択肢があります。市民的抵抗＝レジスタンスです。権力（者）や侵略（者）などに対する抵抗運動を行う。それには普段から不当な扱いを受けるなどの人権抑圧に対して闘う市民が存在していなければならない。そして市民の国際連帯です。ミャンマーでは軍事クーデターが起こり軍事政権（権力者）に対する市民的抵抗運動（レジスタンス）が続いています。ここでも市民の国際連帯が求められています。
- ・今、もしウクライナが武装解除して「降伏する」としたら、どうなるのか。侵略者ロシアは、そして支援者アメリカ、ヨーロッパ諸国はどうするのか。このこと聞いてみたい。そして考えてみたい。

5. 「永世中立」という「もうひとつの選択肢」、その葛藤、苦難、希望という論点

- ・これまで中立を選択したスイス、オーストリア、ベルギー、ルクセンブルグ、ラオス等々の葛藤・苦難の歴史的事例があります。ナチに対するスイスの粘り強いレジスタンスがありつつも、「永世中立」という選択肢は容易なものではなく、葛藤と苦難を伴う厳しく・苦しい

選択肢でもあるのす。だが、そこに私は希望を見出したい。

- ・「東洋のスイスタレ」と言われた戦後日本、その無残な今（特に、集団的自衛権の行使、核の傘と核共有、沖縄の米軍基地の再編強化、軍事費倍増）からの脱却は可能か。
- ・アルプスの高い山々に囲まれた「辺境」スイス、ユーラシア大陸東端の離れ小島で太平洋を背にしたスイス以上の「辺境」日本、「辺境」から平和状態を想像・創造・創設したい。まだ間に合うと思いたい。世界は日本に「絶対平和」・「戦争非認」を期待しています。
- ・軍事超大国アメリカと地続きの小国（人口 500 万人余り）コスタリカの「非武装中立」（1949 年軍隊廃止）という「勇気ある選択肢」の意味とは何なのか。ちなみに、昨年 11 月のサッカーW杯で日本は強豪スペインとドイツに勝ちましたが、何故かコスタリカには敗れました。コスタリカの首都はサン・ホセ（スペイン語表記）です。「サン・ホセへの道」という曲を思い出します。私が大学に入学した年に流行った曲です。バート・バカラック作曲でセルジオ・メンデスのプロデュースです。この地名は世界各地にあります。歌詞の中に“*some peace of mind in San Jose*”があり、カリフォルニアのサンノゼ（英語表記）を歌った詞です。その後のサンノゼは半導体・コンピュータ関連の産業が集積するシリコンバレーの中心都市（グローバル化の中心都市）です。今、“*some peace of mind*”はあるのでしょうか。私は勝手にコスタリカの「サン・ホセへの道」と思っています。
- ・ウクライナの中立案(2022 年 3 月 29 日)は何故挫折したのか。
- ・「永世中立」に基づく「市民的国際連帯による安全保障」という「もうひとつの選択肢」の可能性を考えたい。

付記：ドイツ文学者の宮下啓三さんが言います。「独立と中立とは二にして一なるもの」（宮下啓三『中立をまもる：スイスの栄光と苦難』講談社現代新書、1968 年、199 ページ）、「戦争にまきこまれないためにあらゆる手段をとる。そして戦争介入を結果しかねないことをいっさい行わない。第三国間の衝突に干渉することを避ける。中立スイスは中立政策をとるべきであるが、その中立政策の実行はスイスの自由裁量によるのであって、他国の示唆を受けない」（同 200 ページ）と。

独立と中立は表裏一体です。それは地域主権が確立した連邦主義の共和制をとるスイスの市民社会体制に支えられていると思います。つまり独立と中立は地域に生きる市民の相互連帯に支えられているのです。さらにその国際連帯による「安全（平和）保障」を私は考えたい。同新書の帯び付には次のように書かれています。

「ヒトラー・ドイツが勢力をのばし、侵略を開始しようとしたとき、スイス人はどう考え、どう行動したか。スイスの現実と理想を知ることは現代日本の緊要の課題ではないだろうか」。

50 年以上も前の書ですが、今、その課題の緊要さは一層切実です。

追加論点；研究活動としては、東アジア平和学会（or 東洋平和学会）⇒東アジア戦争防止学会（過労死防止学会のように）が必要と思えます。

（しげもと どうすい）

冬水さんへの手紙

宮崎 昭

寒さも少し和らいだように思いますが、いかがお過ごしですか。先日の「篠原先生を偲ぶ会」では大変お世話になりました。あの後、新幹線のなかで、改めて、もう一度『あくまで戦争を否認す』とは、どういうことなのか—『連邦共和制・永世中立国』に向けて—を読み直しました。なるほどと、頷くことしきりでした。雪景色の米原を過ぎ、名古屋到着のころに、ふと思ったのは、カントの「永遠平和」論の“そもそも”の始原であり、なぜ戦争を「否認」（反対）するのかという素朴な疑問です。

京都で報告し、議論した後なので、肩の荷を降ろしたということもあって、ビールを呑みながらの感想であり疑問ですから、話の筋があちこちへ飛んでいるかもしれません。お許しください。

冬水さんは冒頭で幸徳秋水の「吾人は飽くまで戦争を非認す」、そしてカントの「平和状態は、創設されなければならない」という言説を引用して、私たちの関心を「戦争」と「平和」へと導いてくれています。本当に大賛成なので、その後の文章も心地よく染み渡りました。ありがとうございます。

そこで、現下のロシアによるウクライナ侵攻（侵略）が取り上げられています。ここで、ハッキリと、ロシア、ウクライナだけでなく、かつてのアメリカや日本の戦争行為に対しても、どの戦争に対しても「否認」の立場で一貫しています。まるで、篠原先生の親友である半藤一利さんが「戦争だけは絶対にはじめてはいけない」（半藤さんは「絶対」という言葉は使わない、と断言していたのですが、この戦争についてだけは例外中の例外でした）と強調していたことを思い起しました。

そうなんです、“絶対平和”、“戦争絶対反対”の明確なメッセージには多くの賛同を得ると思いますが、一部には“止むを得ざる”“家族や祖国を守るために”反撃する武力行使も意味をもつのではないか、という考えがあります。いわゆる「正当防衛」、あるいは「やられる前に、やる」（最近では、敵基地・先手攻撃への方針転換がなされています）です。「侵略されても、無抵抗のまま、降伏の白旗を上げろということなのか」という怒りの混じった声も少なからず聞こえます。

いま、あのベトナム戦争を思い出しています。私が大学に入学して、早々に取り組んだのは「アメリカによるベトナム侵略戦争反対」の活動でした。マスコミが、専ら「ベ平連」にのみ注目していたことを気にかけていましたが、それはともかくとして、当時は、ベトナムによるアメリカへの反撃を「正当な行為」「正義の戦争」として全面的に支持していました。一方、日本政府は沖縄基地などを提供することによって、ベトナム侵略に大きな手を差し延べ、全面支援していました。この構図はいまに至っても変わりませんね。

たしかに、ウクライナはアメリカや NATO の軍事（武器）支援を受けており、ベトナムとは背景も状況も異なります。しかし、それでもなお、ベトナムの反撃をも「否認」するということであれば、何かそれなりの根拠を示す必要があるように感じます。正直、私の頭は混乱しています。冬水さん、どのように考えていますか。

ここでカントの「永遠平和」について論じることは控えますが、その趣旨を簡単にいえば、「永遠平和」のための世界の仕組みづくり、ということですね。極めて不十分とはいえ、国際連盟や国際連合の存在が何よりの例証です。ということもあってか、侵略された国や地域・共同体が、いかにして反撃するか、その可否について、あるいは当否については何ら語っていません。「不当な」武力行使に対して私たちがいかに対応すべきなのか、それはそれで考えなければならないように思います。そこで、柄谷[2016]を再々読みました。なにか、ヒントになることを言っているのではないか、と思ったからです。

柄谷さんによれば、戦争は「人間本性（自然）の「非社会的社交性」に起因すると言います。そのように、カントは考えていたということです（100 頁）。そしてカントは、「人間の攻撃性、そして、暴力にもとづく国家の本性を容易に解消することはできない、という認識に立って」おり、永遠平和のための国家連合を構想するにあたって、「それが人間の理性や道徳性によって実現されるとは考えなかった」と言います（99 頁）。しかし、そうではあっても「それは実現される」と付言しています。冬水さんには、百も承知のことなのでしょうが、「人間の理性や道徳性」によっては実現できない、というこの件を、どのように、考えたらよいのでしょうか。

冬水さん

ここで、カントの「定言命法」を思い起しました。無条件に自己の良心（倫理）に「義務」として命ずる命法ですね。いわば、道徳法則の本命中の本命です。もっとも有名なのは、「自由の義務」だったと思います。わたしは、その「自由」のなかに、あるいは定言命法のひとつに、「人を殺してはいけない」ということが含まれているように思います。それは、条件付きで「殺してもよい」という仮言命法とは全く異なる、無条件の道徳法則です。「死刑」という国家による殺人も、この点からいえば、許されません。反撃、報復による殺人も然りです。

もう一度、柄谷さんです。「やられたら、やりかえす」という報復の行為は、一種の「互酬性」ですから、「反撃する戦闘行為」も「互酬」に相当します。しかし、「お返し」をしないという日本国憲法第 9 条の規定（日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。）は、その意味では、「互酬性」に則った規定ではなく、柄谷さんいわく、「純粹贈与」（交換様式D）の原理ですね（133 頁）。

そう考えると、冬水さんが触れていた「兵役拒否」という行為は重要な意味をもってくるのではないのでしょうか。最近、ようやく権利として認められつつある、「異色」で「異例」の権利です。つい、ネットで“安易”に検索することが多くなってきましたが、私がかつて読んだ阿部知二『良心的兵役拒否の思想』（岩波新書、1992 年）の頃とは、かなり様子が変わっていますね。国際連合では「良心的兵役拒否権」が基本的人権として認められており、ドイツでは良心を理由とした兵役拒否が法律で認められ、その数が急増しているといえます。老人介護等の民間奉仕義務 がその代替として条件づけられているようです。もちろん、兵役を拒否する者は「非国民」として処罰されたり処刑されたりする国（徴兵制をもつウクライナなど）が未だ多くありますね。この兵役拒否の行為は、柄谷さんのいう「純粹贈与」の市民バージョンと理解してよいのでしょうか。

“私は決してあなたを殺しません”

“私は武器をもってあなたに危害を加えません”

“私は憲法第9条の精神に従って、あらゆる戦闘行為を拒否します”

要するに「兵役拒否」という「純粹贈与」です。その深奥に定言命法があるというのが、私
なりの理解です。いかに考えたらよいでしょうか。毎日報道されているウクライナの「戦況」
を目にして、深く沈殿する思いを書き連ねました。お時間があれば、ご返事ください。

追伸：

最近読んだ山田[2020]12章「ネーション」で、モースが「国際連盟」の未来に大きな期待を
寄せていたという指摘がありました（190頁）。モースの『国民論』を読み始めています。

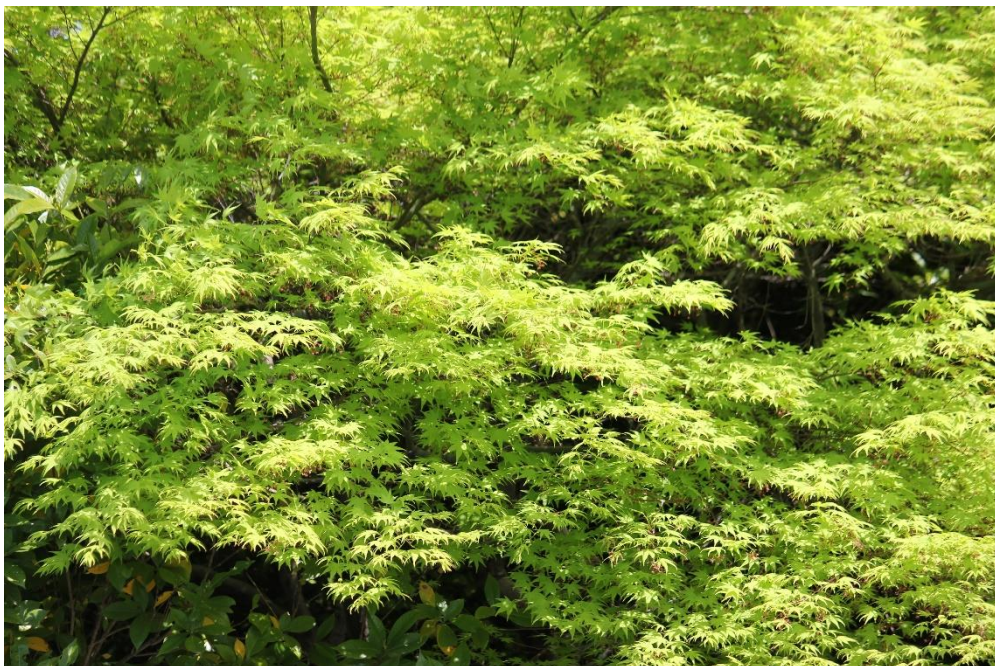
【参考文献】

柄谷行人[2016]『憲法の無意識』岩波新書

重本冬水[2023]『『あくまで戦争を否認す』とは、どういうことなのか—『連邦共和制・永
世中立国』に向けて—』『市民科学通信』第32（1月）号

山田広昭[2020]『可能なるアナキズム マルセル・モースと贈与のモラル』インスクリプト

（みやざき あきら）



殺人の論理

塩小路橋宅三

大学のゼミでなぜ人を殺してはいけないかを聞かれたことがある。合法的な死刑という制度もあるのだから、存在自体が社会的に悪影響のある者は根本的に社会的排除すべきとの意見だったように覚えている。その時には皆生かされているのだから、他者がその権利を奪うことはできないと答えたように思う。他者の命を奪ってでも生かされているということはどのようなことかとの質問があったならば、多分正確に答えられなかったと思う。今ならば死刑も国家暴力による残忍な刑罰であって、私は認めることはできないと自信を持って言える。量刑も決める裁判員制度では死刑は認めないと主張すれば選考から外されると聞いているが、実際に候補者になっていないので不確かである。私的な殺人を認めたならば、殺人に対する殺人が生じるために国家権力によってその連鎖を断ち切るとの説もある。本人が死刑を希望して、それに匹敵するような罪を犯したならばどうするかとの質問があったならば、教育しかないと答えようとしている。しかしながら、更迭された法務大臣の中には政治家の本音であるかもしれないが、人命に対する軽い言葉を発するものも存在して憤りすら感じた。一方、重い気持ちで死刑に決定者として立ち会った法務大臣も存在している。

貧富の格差が限界まで達しての大量動員戦争は富を平準化するという説もある。まともな民主主義国家ならば、兵士として戦場に駆り出された命の値段はみんな一緒である。しかも、人命とともに生産された財を破壊するのであるから、基本的に殺人や殺されることに金持ちも貧乏人もないのである。ナチスドイツでは国防軍将校はヘルメットをせずにアメリカ軍から一番に狙われたということである。戦死した将校には金持ちが多くいたとのことであるが、貧しい農村部の秀才が将校になったという日本とは少し趣が相違している。革命に至っては多くの金持ちが処刑される大量殺人である。このような異常な殺人が社会の構造を変革してきたとも考えられる。つまり、戦争や革命では殺人行為が認められているのである。戦争や革命においても認められない殺人は人道的なものに限るとされているが、現実には戦勝国の平和を乱す罪を裁くことは例外中の例外である。さらに、このような大量殺人は既存の文化を破壊する。だからこそ大胆斬新な新しいものが生まれるという説もある。

そこで市民的不服従であるが、ロシアの富裕層は万一の徴兵動員を恐れて国外へ脱出しているとのこと。良心的な殺人拒否よりも殺されることへの拒否反応と考えられる。ハイテク兵器を駆使しながらの前近代的白兵戦では、意味もなく無慈悲に殺害される傾向が強まるものと考えられる。プーチンはいずれロシアの敗戦によって、政権は平穏な交代、政変、失脚しかないと予想である。現在の政権は支持できないので国外へ緊急避難し、政変後に帰国することは独裁者の暗殺よりも合理性がある。少なくとも殺し合いの主体から逃れることができるのである。日本ならば官憲の監視がある空港などから脱出するよりも、横井庄一さんのように山奥に逃れるしかないのが現状である。

戦争などを想定しなくても身近な殺人が見受けられる。たとえば、電通は殺人企業であるし、不必要なスビートの出る自動車を製造した企業は殺人車企業ということになる。過労殺人に至

った企業を殺人罪として裁かれたり、殺人車を製造した企業が法的制裁を受けたとの話は未だに私の耳には到達していない。法人は個人以上に残酷なことをしても逃げ切れる法的構成に問題があると言える。個人の医師が行ったことでも、病院における安楽死や臓器移植に対しては殺人であるのだろうか。刑事免責されているので殺人罪に該当しないとしても殺人であることには変わりはないと考える。病院のようなところで行われてなければ、確実に殺人罪適用であろう。情報の非対称に対する情報開示が必要なことは言うまでもないことである。普段は善良な顔をした者によって、殺人は身近に行われているのである。

日本ではテロは悪いイメージであるが、政治家に対する暗殺はどうだろうか。安倍銃撃事件における山上容疑者への差し入れが増加しているとのことであるが、考えさせられるところが深い。安倍晋三氏の間違いと言え、三年前の空振りの緊急事態宣言から以降の愚策によって、直ちに医療を受けることができずに亡くなった人に対する責任である。本人が亡くなって償いができたかは別問題であるが、日本を誤った方向に導いた反省もなく、本人自身も失政とは考えてもいなかったであろう。何が致命的な失政と言え、殺人の論理の正当性を持ち出したことである。もちろん、政治家である安倍氏や側近は殺人の論理の正当性など主張したことはないというのであろうが、物事をプラスマイナスの功利主義的思考によって、多数のためになることでは少数の犠牲は仕方ないとした考えこそがサイコパス的恐ろしい考えであって、今回のコロナ禍においてはそのことへの修正もなされていない。むしろ敷衍化しているのではなかろうか。つまり、多数の利益のためには少数の犠牲は捨象される論理が一般化している。その延長線上に戦争のできる国家像があることに間違いない。

医師からは健康な人にワクチンを接種するわけだからノーリスクではないが、絶対にワクチン接種は受けないと言うのでなく悩んでいるならば、そのリスクを上回るメリットが大きいと説明されて、私自身も心して筋肉注射に応じた。幸いにして接種部分の痛みだけで済んだが、文献によればそのことによって亡くなった人の最悪事例も存在するとのことであった。そこでの因果関係が明確でないために棚上げ状態になっている案件がほとんどということである。そこで考えたが、医師の言ったことは間違いなく私にとってナッジになった。しかしながら、教育現場においてゼミ生に同じことが言えるかと考えれば、このワクチン接種勧誘には抵抗した。医師も私も決して間違ったことを言うわけではないが、私の場合についてはその職責から考えると、ゼミ生には必ず接種へのナッジになるはずである。同僚の教員は当たり前のようには考えていたが、職域接種の数合わせのためにプラスマイナスの功利主義的思考によって学生を動員することに疑問を抱いたのである。私がその時点でそのように躊躇しなかったら、殺人罪には該当しないかもしれないが、国家の暴力による意図せぬ殺人に加担したことになるのではないか。

(しおこうじばし たくぞう)

二つの私性

竹内 真澄

はじめに

個性性ということが理解できるようになると、現代でふつうに言われるプライバシーとそれがどうかかわるかが問題になってくる。ここで言うプライバシーとは、1890 年のサミュエル・D・ワレンとルイス・ブランデイスの書いた論文をもとに「一人でいさせてもらえる権利」(the right to be let alone) をさすものとしよう。この定義は、人間がポツンと便座にでも座っているかのような印象を与えるけれども、意味するところはずっと積極的であり、およそ社会的で政治的な動物としての人間が大小さまざまな人びとに関わっていくための根拠地のようなものである。そして高度に分化した社会では、社会的個性性と私性は循環的にかかわっていかねばならないし、また実際そうになっている。個体が姿私性と相互にどうかかわるのかをここで考えてみたい。

1. 公私二元論の私性

近代とはいったい何か、と問われる場合に、西洋リベラリズムの伝統では、公私二元論が採用される。この場合の「私」とは、私的所有の圏域のことである。これにたいして「公」とは、国家の領域のことである。これらふたつの領域は密接不可分である。国家がなければ私的所有をオーソライズできないという意味では、「私」は「公」を前提とする。だが、反対に「私」がなければ「公」はその目的を失う。というのも、「公」とは「私」を保障するために存立しているからだ。この意味で、近代という時代にあって機能からみると公私は不可分である。

ところが、リベラリズムは、機能上の不可分性を認めながらも、公からの私の独立性を強力に主張する。私の公からの独立というドクトリンの起源は、おそらく前近代社会のアジールまで遡るであろうが、いかなる国家権力といえども、正当な理由がなければアジールとしての私のなかへ踏み込むことはできなかった。いまでも、警察が自宅にはいることは許容されない。アジールとは、したがって、私的所有なのである。たいてい自宅は小さいものであるが、見た目が大きくても阪急デパートの敷地のなかには警察は入れない。しかし、デパートの私有道は公道よりも広いことさえあるから、デパート側では警察の立ち入りを拒否して、ガードマンを雇っている。

また、公的領域としての国家は、たとえその目的が私性の保障であるとしても、それ自体の存立の独立性をもつ。司法、立法、行政の各中央機関は、許可なく私人の立ち入りを認めない。公私二元論の枠組みでは、このように機能上両者が不可分であると同時に、領域としての圏域の独立性がある。

だから、リベラリズムのもとでの国家権力からの自由は、王の不当な課税や徴兵に反対してきたその歴史から理解できる。私たちが近代のなかで勝ち取ってきた「私」の権利性は、このように公私二元論の枠組みで守られているのである。近代憲法によって保障されている基本的人権、居住権選択の自由の権利、不逮捕の権利、信教、内面の自由なども、基本的には近代リベラリズムの成果であるということができる。

しかし、忘れてはならぬことであるが、公私二元論は、歴史的に特殊な、あるいは制約されたものにすぎない。というのも、公私二元論がどれほどブルジョア民主主義に貢献してきたも

のであるにしても、それはその本質からして、私的所有をなくすことはできないし、この結果国家を廃止することもできないからだ。

話を具体化するために、先の東京オリンピックの談合事件を例に挙げると、オリンピック委員会が発注する事業を請け負うために贈収賄をつかった私企業と国家の癒着構造が明るみに出された。一方に仕事を欲しがる私企業があり、他方に事業をやらせたい国家がある。両者は「公金私消」（昔池上淳さんがよく使った用語）というメカニズムで結びつくが、それは中央政府から地方自治体まで広がっている。

公正な入札が行われるならば「公金私消」じたいが悪なのではない。だが、こういう事件は、公私二元論のなかで「混合経済」が行われる限り、完全に排除するのは非常に困難になってくる。国家は集権的であるし、また私企業も独占化し、公私のエリートの中で恒常的な人的関係が生まれやすく、癒着になりやすいからだ。多かれ少なかれ、公私二元論の仕組みはこのような事件を引き起こす欠陥をもっていると言っても過言ではあるまい。

とはいえ、オリンピック談合事件が起こっても、誰も公私二元論を廃止しようとは言わない。それは、自由企業体制を自明の前提にして現実の公私二元路が動いているからである。しかし、人権論の観点から言えばそれではまったく不十分である。

もし、公正な契約がおこなわれていたとしても、「公金私消」そのものは続く。だから、絶えず、公正な入札が行われているかどうかを監視しなければならない。それでも監視が行き届かず、絶えず事件の後で犯人が捕まるということしかできないならば、思い切って公私二元論という体制そのものを廃止しなくてはならない。

ともあれ、談合問題は、もともと根源ではつながっていた近代の基本的私性上の「私」性が、私企業の営利活動を求める「私」性と分岐し、相互に無関係になり、あるいは二者闘争的になりつつあるということを示すものである。いわゆる、人権と「営業の秘密」をめぐる関係である。基本的私性としての「私」性は、「営業の秘密」と同様に、国家からの自由というモメントをもつものである。だが、一部の企業が自治体や中央政府と癒着するという事態は、納税者である「私」の権利を侵害している。それゆえに、「私」は民間企業の「私」性＝「営業の秘密」を無制限に認めることはできないし、それどころか企業と国家の関係を監視し、公論の力で制御するということまで行かなくてはならない。そうなれば、革命ではないが、リベラリズムの「私」性は根本的に再編されることになるであろう。

私的所有の圏域があり、それを政治的に総括する公的領域があるという構造を前提にして保障される私性を垂直的私性と呼ぶことにしよう。国家と市民、国家と私人の二つの領域のもとで、市民ないし私人の側で国家に対して勝ち取られたものが垂直的私性である。

市民や私人は一戸建てであろうと賃貸であろうと、住居はみな私有財産である。それはブルジョア社会だけの特徴というわけでは必ずしもない。おそらく旧共同体においてさえ、氏族や家族の居住（建物と土地）は共同体的所有の入会地や公有地とは異なる「永住権」が承認されていたと言ってよかろう。それが私有財産制と相まって、現在の私性を構成するので、警察といえども正当な理由なしには家（house）には入れない。

こうして、私たちの私性は、市民の私性と私企業の私性の分離と対立といった問題をはらみながらも、全体として垂直的私性（国家からの私的なものの独立・自由）という特徴をもっているのである。しかし、それだけでは十分ではない。もうひとつ、水平的私性とでも呼ぶべき種類の私性があるのだ。

2. 労資二元論の私性

ブルジョア社会は、歴史的に、資本主義社会になる。すると、ブルジョア的私性の内部に資本と賃労働が現れる。国家との対比において、ひとしく私性であるとはいえ、内部は二つに割れている。だが垂直的私性は、いまや、資本と賃労働という、異質な二種類の私性に分裂する

ようになる。

いわゆる資本の本源的蓄積の過程で、農村を追い出されて都市に流入した人々は、都市の工場に吸い寄せられた。このとき、資本も国家もたいした住宅政策を持たなかったから、人々はぼろ家に転がり込んだり、みすぼらしい小屋、屋根裏、穴ぐらなどに住まうことになった。つまり、労働者は垂直的私性を形式の上で与えられたが、彼らはまともな住まいを持ちえず、また、そこに暮らすに十分な自由時間も持ちえなかった。

そしてこのような事情は産業革命後も変わらなかった。いな、むしろ悪化した。「仕事とプライベート」という場合の、プライベートの空間や時間は工場制度の下でより一層貧困化した。

労働者の私的な時間と空間は、まことに無残なほど貧弱であった。「資本が数世紀を費やして労働日とその標準的な最大限まで延長し、次にはまたこの限界を超えて 12 時間という自然日まで延長したのちに、いま、18 世紀の最後の 3 分の 1 期における大工業の誕生以来は、なだれのように激しい無制限な突進が起きた。風習と自然、年齢と性、昼と夜という限界は、ことごとく粉碎された。古い法規では農民のように単純だった昼と夜の概念でさえまったくあいまいになった」(マルクス『資本論』一巻、S. 294, 全集版訳、364-365 頁)。

人間は、休み、眠らねばならない。そのほかにも、肉体的な欲望を満足させねばならない。食事を取り、風呂にはいり、さっぱりした衣服を着るといった欲望を満たさねばならない。「労働者は、精神的および社会的な諸欲望を満足させるために時間を必要とし、これらの欲望を満足させる数は一般的な文化水準によって規定されている」(同上、S. 246-7、訳 302 頁)

だから、人間的な欲望の最低限まで切り崩された労働者は、労働日の限界をめぐる闘争を起こした。それは工場法となって制度化し、個別企業を制御するようになった。有名な「機械と大工業」の章でマルクスは労働日闘争について詳細な記述をしている。しかし、これは時間にかんするだけでなく、空間に関しても大きな影響を与えるものである。

垂直的私性は、非常に形式的なものであって、それは資本家も労働者も等しく私人(交換主体)であるというだけの民法的規定にすぎない。だが、労働者にとって、十分な自由時間(disposable time)と空間(private space)がなければ、現実の生活は馬車馬の暮らしと変わるまい。実際マルクスは『資本論』のなかで「自宅」とか「寝室」といった空間的要素に注目し、「家事の領域 die Sphäre des Hauswesens」MEGA II/10、S. 441)の歴史的変化に鋭い分析を加えている。

言いたいのは、こういうことだ。すなわち、労働者階級の私生活とは、工場法によってはじめて成立した。それは、私有財産によってではなくて、その反対に私有財産の自由な活動を民主主義の力によって制御することによって勝ち取られたのである。

労働者の私生活は、それが近代社会のプライバシーである限りでは、国家と市民間の関係であり、いわば垂直的私性である。だが、その具体的な歴史的変化を考慮すると、それは資本と賃労働の二元性のなかでの工場法以降のものであり、資本に対する労働者のコントロールに関わる、いわば水平的私性である。

両者の間には、複雑な関連がある。それは、垂直的私性が水平的私性に好循環を与え、水平的私性が垂直的私性を強化するという面をもつ。しかし、それにもかかわらずよって立つ原理は明白に異なる。なぜなら、垂直的私性は、私有財産制に立脚したリベラリズムの原理であるのにたいして、水平的私性は、このリベラリズムに抗し、資本からの自由を一層強め、資本をコントロールしようとするものであるからだ。

3. 個体的であることと私的であること

以上の考察から何が言えるであろうか。マルクスの個体や個体的所有の概念は、一部の論者が誤って言うような、消費手段に関わる部分的概念ではない。マルクスは、「私的所有は再建しないが、個体的所有を再建する」と論じた。もし、所有の対象が消費手段のことであるならば、

それを再建することはできない。なぜなら、たとえいかに不十分であったとしても、労働者の私性は、マルクスが認めているように、時間的にも空間的にも工場法によって初めて成立したからである。工場法以降の国際社会法の発展を考慮すれば一層明白であるように、労働者階級の私性は、資本主義の時代において、紆余曲折はあるにせよ、ますます豊かなものになってきた。

だから、再建されるのは、小経営の時代に存在し、資本主義になってはく奪された、生産手段にたいする直接労働者のコントロールの権利である。

そして、労働者による生産手段に対するコントロールが実現するということは、労働力商品化が廃棄されるということであるから、自己の労働活動に対する指揮監督の権限（労働処分権）は、高度に発展した協業と分業の基礎の上で再建される。

先にみたように、賃労働者は垂直的私性と水平的私性をもつ。しかし、前者は、リベラリズムの原理であり、窮極的には生産手段の私的所有の原理に立脚する。これにたいして、後者は、反対に、生産手段の私的所有を再建せず、労働者の個体的所有を再建する。このばあい、個体的所有は資本による自由な活動を完全に廃棄するものである。

さて、もしここで言ってきた分析が妥当するとすれば、近代憲法で保障されてきた人権カテゴリー、表現の自由、内面の自由、職業選択の自由、居住地選択の自由など、総じて人間の私権の自由は、個体の再建によって、その万分の1でも失われるだろうか。そうではあるまい。なぜならば、私権は、公私二元論の枠内のものであって、国家との緊張とのなかでかろうじて維持されてきたものばかりである。だから、私権としての人権は、多かれ少なかれ、私人の財産の多寡によって根本的に制約されたものであり、万人に開かれたものではなかった。近代政治の本質は、公私二元論の維持であって、この私とは、労資二元論を内に含むものである。その意味で、公私二元論と労資二元論は不可分なのである。公私二元論と労資二元論が近代世界システムの駆動する縦軸と横軸である。まさにこうした仕組みこそが、人権を日々侵食しているのである。

これにたいして、個体は、それが再建されることによって、万人の私性を解放する。個体とは、何よりもまず、社会的生産手段の共同のコントロールに参加し、自分が自分たちの決定に加わることなのである。

ある人は拙著『近代社会と個人　＜私人＞を超えて』を読んで、近代的プライバシーが個体という美名のもとに破壊されはしないかと言ってきた。杞憂である。ヘーゲルは、共同性というとすぐに自我が抑圧されはせぬかとおびえるのは、本当の自由で自発的な共同性を知らないからだ、これは哲学の悟性的偏見であるという意味のことを論じていた。自我の自由と共同性の弁証法的統一とは、言うは易し行うは難しであるかもしれない。それでも、私はいつまでも永久に便座に座ったままではいられない。そこから一步でも外に出たなら、恐ろしい世界があるばかりだと思えば、私はそこで干からびるしかあるまい。近代社会の私性もまたこれと同じである。いつまでも、抽象的な私性に閉じこもるだけでは、決して、自由にはなりえない。私的所有に立脚した私性は一つの歴史的所産である。これを個体的所有に立脚した私性に構造転換することが、ほかならぬわれわれの実践的テーゼであり、それは人類の人権性の遺産の一片すらも失うものではない。ますますこれが現実性をおびてくると言わねばならない。

（たけうち　ますみ）

寸評：「神話的思考」をめぐって

香椎五郎

図書館の在庫処分で、無料の、一冊を発見しました。

複雑な気持ちです。中村達也さんの『さまよう経済と社会―「時代の叫び」162冊』が、図書館の玄関口に、段ボールの片隅にありました。タダなんです、これがタダでいいのか、「お得感」と「罪悪感」が入り混じった気持ちで、手にとりました。

あちこちで発表した「書評」（1998年～2009年）を集成したものです。その書評のなかで目についたのが、「贈与の経済学は何ゆえ必要なのか」（中沢[2003]）という一本、短編です。

そうだろうな、と思ったのは、中村さんの「吐露」と言っている、次の言葉です。

およそ、「増殖」という問題を、完全に合理的な形で説明するのは思いのほか困難である。そのために経済学でも、しばしば神話的思考に訴えることで難局を乗り越えてきた。その最も魅力的なケースのひとつが重農学派のF・ケネーであった（160頁）。

「神話的思考」といえば、現在なお、たとえば「天皇の出自」を「古事記」や「日本書紀」の神話に求めるような、その「妖しさ」「卑しさ」に手足や頭脳を縛られるリスクを感じ取るのも当然です。“科学的思考”とは相容れるものではない、と考えられます。たしかに、中沢[2003]では、古代ローマで使われていた言葉「コルヌコピア（豊穡の角）」、つまり「豊穡の女神」を紐解きながら「増殖」の謎に迫ろうとしています（94-95頁）。もちろん、中村さんも指摘しているように、F・ケネーの評価を避けては通れません。そこまでは「科学的思考」の内にあるからいいとして、そこへ折り重なる「神話的思考」に疑念を表明しているようです。ただ、重農主義の思想家たち、フィジオクラットに着目する中沢新一さんは、この「神話的思考」を全く否定するのではなく、それを受け容れ、新たな思考方式のあることを示そうとしていると思うのです。

中村さんの懸念（『純粋贈与』の、あまりにも掴まえどころのないもどかしさは残る）162頁）に答えることができるでしょうか。中沢[2003]は、次のように述べていました。「自然の純粋な贈与」という考え方です。

…ところが、農業労働だけは、プロフィットを創造できるのだ。農業では、地球が価値の創造をおこなうからだ。大地に春蒔いた百粒の小麦種は、秋にはその千倍の小麦種に増殖をおこなう。この増殖分から、労働に必要なさまざまな経費や賃金をさっぴいても残るものがある。ケネーが「純生産物」と呼んだ、この増殖分こそが、農業における剰余価値の生産をしめしている（100頁）。

この「純生産物」を、フィジオクラットは「純粋な自然の贈与」と命名しました。いわば、自然が織りなす「贈与」（自然の恵）の局面と、その後に収穫された農産物が商品となって流通するという、市場における「等価交換」の局面を区別するのです。後者がお馴染みの経済学の話なのですが、前者の件こそ、「神話的思考」が試される切っ先です、正念場です。中村さんが、

中沢さんの論旨を要領よくまとめています。

贈与において重要なのはモノそのものではなく、モノを媒介にして移動していく流動的で連続性をもつ「何か」なのである。…（略—香椎）…この「何か」を生み出し増殖させる源になっているのが「純粹贈与」なのだ、と著者は言う。しかしこの「純粹贈与」は、なかなか掴まえどころがない。なぜならそれは、目に見えない力によって人間に「何か」を贈り続ける、まるで母なる大地＝自然のごときもの、あるいは神のごときものだからである（中村[2009]160－161 頁）。

その「著者」中沢さんは、後日、「母なる大地」から大海原へと場面を移して、「純粹贈与」の「神話的思考」を練り上げています。「すばらしい日本捕鯨」（中沢[2009]（23～60 頁）の「物語」です。月並みな言い方になりますが、まるで映画を見ているような臨場感と、そこでの「ピュシス」（フィシス…古代ギリシア語で「生きた自然」の意味）を強く感じました。いまの若者がいう、「ヤバイ」のです。

クジラは海中です。猟師（漁師）はその上の海上に構えています。およそ、異次元の世界にある二者が遭遇する、しかも「死闘」を繰り広げる修羅場です。海面を境にして、人間にとっての「内なる世界」と鯨の棲む「外にある世界」との「境界面」をめぐる漁猟なのですが、中沢さんから見ると、次のような「神話」になります。

自然の中に潜んでいたとてつもない力を、漁師たちは海上にひきだし、それに攻撃をしかけてしまったのである。おだやかな海の底から、生命のもつ恐るべき力が浮上する。人間はそれを「国利民福」のために、捕獲しようとしているのだ。荒れ狂うピュシスの力。それとたたかう人間の知恵と勇気。そのたたかいが終ったときに、漁師たちはあらためて、つい今しがた、自分たちの前に出現したピュシスの力の偉大さを思って、深く頭をたれる。存在の次元の移行のためのたたかいが、すんだ。境界面をこえて、何かがこちら側に移行し、捕鯨体系のもっとも詩的で神聖な位相が、こうして静かに終る。ピュシスの力は、黒い巨大な鯨の肉体となって、人間の世界に浮上した。何かがこの瞬間に、決定的な変化をとげる。この瞬間から、物質化された富をめぐる捕鯨の資本論が始まるのだ（52 頁）。

この「誌的で神聖な位相」は、世界全体の循環プロセスから捉え直してみると、

ピュシス—— 鯨 —— 鯨の肉体 —— 商品 —— 貨幣
抽象 —— 具体 —— 抽象
神 —— 戦争機械 —— 労働 —— 交換
となります（57 頁）。

一方に、「ピュシス」「抽象」「神」という「神話的思考」が位置しています。他方の極に「貨幣」「抽象」「交換」というお馴染みの「科学的思考」が対置しています。中沢さんがいう「境界面」が何の不都合もなく繋がっています。その意味では、神話的思考と科学的思考は、互いに排除するのではなく、むしろ依存し合う関係にあるというべきでしょうか。自然の「恵」なくして、「労働」も「生産」も足もとを奪われることになるでしょう。「科学的思考」は「神話的思考」の後ろ盾があってこそ、と言ってもよいでしょうか。

ここしばらく、柄谷行人さんの「霊」をめぐる議論に没入していました（香椎[2022]）から、この「神話的思考」にはことさら関心を強くもった次第です。私自身の積極的な発言は、いま

しばらく時間がかかりそうです。ご容赦ください。

【参考文献】

香椎五郎[2022]「ぶらり、「霊」の旅―柄谷行人『力と交換様式』をめぐって―」『市民科学通信』第30（11月）号

中沢新一[2003]『愛と経済のロゴス』講談社選書メチエ

中沢新一[2009]『純粋な自然の贈与』講談社学術文庫

中村達也[2009]『さまよう経済と社会「時代の叫び」162冊』中央大学出版部

（かしい ごろう）



アジア論的転回

竹内 真澄

このところ、どうも胸がざわついて仕方がない。自分を語る一人称がどれもしっくりこなくなってしまった。「私」「僕」「俺」「拙者」など、いずれも自分をひどく卑下するか、ぎゃくに傲慢になるかのいずれかであり、対等・平等・自由な自称というものに、我々はまだ到達できていないのではないかという気さえしてきた。

お隣の韓国では、自他の間柄に応じた場面で使い分けられしく、一人称はナ（対等な場合のわたし）とチョ（目上に対する場合のわたくし）である。性の違いがないが、年齢にたいしてひどく敏感で、見た目が若いと馴れ馴れしくナを使うのに、年上だとわかると突如チョに切り替えたりする。国連で、韓国代表は自分を何というのだろうか。

中国では一人称は「我」である。これは、仏教のアートマン（真我）に由来する。アートマンは、「意識のもっとも深い内側にある個の根源」のことだ。仏教は、アートマンをそれに先行するバラモン教やヒンドゥー教から受け継いでいるが、仏教自体がめざす悟りとは、我を突き詰めることではなく、反対に「無我」を知ることである。してみると、中国人が「我」という場合、「まだ悟りの手前にいる」という意味になるから、いわば「仮免」で生きてます、という意味が込められているように思われる。言ってみれば、車道を自動車学校の車ばかりが走っているような様で、何かとてもユーモラスだ。

この問題は、アジアにおける公私の問題につながる。中国思想史家の溝口雄三氏が説明したように、中国では古代から一貫して公優先である。「私」（人欲）は宋の時代から出てくるが、西洋（デカルトとホッブズ）のように自立せず、公に包まれた私として控え目に存在するらしい。そこに 1978 年以降の改革開放の「私」（市場経済）が導入されて、1949 年の中国革命以来の公優先の社会主義に、木に竹を接ぐかのように「私」が奨励された形になり、結局は西洋モデルに合流することになるのか、それともしぶとく世界でも類例のない公私観念を創造するか、まだわからない。溝口自身は後者の可能性に期待していたように見える。

それに比べるならば、韓国や日本は外来の資本主義を丸呑みしたから、「私」一辺倒になり、日高六郎氏の言う「滅公奉私」になったか、ますますなりつつあると言えるかもしれない。さらにそこへ新自由主義という怪物が押し寄せてきてしまった。

むろん新自由主義の波はアジアにも押し寄せた。これがアジアにとって一概によいとはばかりは言い切れない。柄谷行人がいう「戦争・環境破壊・経済格差」に悩むのは、こうなった以上は身から出たサビなのである。「自分探し」などと気楽に言っていた時代はまだ良かった。いったん「私」に行き着くと、ニヒリズムの泥沼に落ち込み、新しい個体と公をつくる気概が生まれてきにくいからだ。

かつて M・ウェーバーは 1920 年までに世界宗教の経済倫理という学問領域を開拓し、アジアの諸宗教が世界資本主義といかなる関係に立たされるかについて、大きなヒントを提示した。その大きな業績をうけつぎ、その後 100 年に及ぶアジアの急成長を考えるべき時期にきた。私見では、インド、中国、韓国の学者は多かれ少なかれウェーバーを意識しながら、彼の「ヨーロッパ中心主義」を乗り越えようと躍起になっている。むろん、すぐれた日本人も、印日中韓の歴史に分け入り、その動態のなかから世界をリード

する精神が誕生するかどうかを注視している。

いま「市場経済、民主主義、法の支配」といった西側の価値観の中に入った日本に満悦する岸田政権は相変わらず「脱亜入欧」をオウム返しし続けている。それは、中国、ロシア、北朝鮮に対する過剰な敵視を招く。むしろそれら 3 か国を弁護する必要はないけれども、いまだに福沢諭吉流の近代化論に同行する義務もない。いずれにせよ、学問はもっと超越していなくてはならない。

そういうわけで、ぼくは 2023 年から西洋近代社会思想史に一区切りをつけて、アジア論的転回を遂行することにした。あとどのくらい時間が残されているか知る由もないが、魯鈍に鞭打ってアジアの見取り図を作っていきたい。

(たけうち ますみ)



【近況短信】ファンタジーにある「古い」

—団地タクシー奮闘記（「アー、ウーの人」の巻）⑤—

宮崎 昭

この「団地タクシー」を運転しているのは今年 75 歳になるキャリア 5 年の老人です。
タクシーを利用している人たちも老人です。いわば、ローロー（老老）相互扶助の物語です。
ここで「タクシー」と銘打っていますが、電動アシストのついた、重さ 100 キロ近くある三輪
自転車です。「開業」して 8 年になります。

一見して、山頭火（ラーメン屋さんではありません、種田山頭火です）の雰囲気醸し出している老人がいます。あくまでイメージの話です。

さて、その山頭火ならぬ W さん、「アー」とか「ウー」とかしか言わない男性高齢者です。私の言うことは分かっています。しかし、電話を掛けることができないようで、自宅からは「自歩」で団地中心にあるスーパーまでやってきます。ただ、この W さん、その途中で「団地タクシー」の姿を見ると、突然「自歩」を止め、立ち止まります。通例見られる「タクシー」を待つかの如く、手を挙げて「辛抱強く」待っています。この姿、団地内で少しく評判になりました。目的地まであと、もう 100m、50m のところにまで辿りついているのに、場合によっては、20 分以上、立ったままで「辛抱強く」待っているのです。スーパーの入り口まであと少しなのですが。不思議です。

買い物は、いたってシンプルです。おにぎり、菓子パン、ヨーグルトなど、ほぼ一日分の食料に限定されています。料理はしないようで、野菜やお肉を買うことはありません。それが毎日なのです。余計なお世話なんですけど、「それで大丈夫？」と尋ねたことがありますが、やはり「アー」「ウー」なのです。だから、どんな生活をしているのか、大変興味をもちます。5 階建ての 3 階（エレベーターがない！）に住んでいるのですが、上り下りが辛そうです。この W さん、団地タクシーを利用する以外には、ほとんど姿をみせません。

堀田善衛さんの『方丈記私記』（ちくま文庫）を読んだのは、もう 10 年近く前のことです。それがあって、『方丈記』そのものを読むことになりました。華やかに語られてきた平安時代にあって、殺戮や飢餓に苦しむ人びとに視点と軸足をおいて、長明はリアルに、その惨状をレポートしています。堀田さんが、東京大空襲（1945 年 3 月 10 日未明、米軍 150 機による 2 時間半の空襲、死傷者 1 万 7 千人、東京の約 4 割が焼失）や戦後の天皇視察に寄せた「怒り」と「失望」が、長明レポートと重なっています。その鴨長明（かものながあきら）が、W さんになって登場したのではないかと、私の幻想です。

塵灰^{ちりはい}立ち上りて、盛りなる煙^{けぶり}の如し。地の動き、家の破る^{おと}る音、雷^{いかづち}にことならず。
家の内にをれば、忽ちにひしげなんとす。走り出づれば、地われさく。羽なければ、

空をも飛ぶべからず。^{りょう}竜ならばや、雲にも乗らむ（23 頁）。

元暦 2（1185）年 7 月 9 日に起こった大地震。先日の「トルコ地震」を例に出すまでもなく、この国は、数限りのない災害が起きてきました。3・11 では、そこへ原発過酷事故が加わっています。為政者を筆頭に、私たちはそこから教訓を引き出し、明日への指針にすることが求められています。でも、傍から見てみると、「アー、ウー」なのです。たしかに、この団地でも「耐震工事」が進められてきましたが、いまなお、三つの大型号棟での工事は終了していません。心配です。

加えて、憲法 9 条を葬る昨今の政府の動きをみていると、堀田さんがいう戦後の「無常観」というものに、「どうせ、〇〇だから」という「無力感」がその上に覆いつくしているかのようです。心配です。

さて、毎日のように利用してくださる W さん、このところお見かけしません。心配です。心配だから、関連の人たちに尋ねることになります。「どうしているの？」、「何か聞いていませんか？」、「食事は大丈夫ですか？」、事実上の「見守り」ですね。私たち団地タクシーも、こうした「見守り」ネットワークの端末になって張り付いています。たんに、住民と荷物を運ぶだけの物理的な役割だけではありません。

後で、分かりました。

私たち団地の「見守りネットワーク」に、しっかり、「アー、ウー」とシグナルを送ったようです。デイ・サービスのお世話になって、団地タクシーを利用することがなくなりました。正直、手のかかる「厄介な人」W さんでしたが、なぜだか、いまは寂しい気持ちで一杯です。出会って話しかけても、あの「アー、ウー」がないのです。

【参考資料】

堀田善衛[1988]『方丈記私記』ちくま文庫

市古貞次校注[1989]『新訂 方丈記』岩波文庫

*「団地タクシー」は、八王子市内の UR 大型団地内でボランティアによる運行を行っている三輪自転車です。

つづく

（みやざき あきら）

興味を抱いた深掘りのオランダ絵画研究

—小林頼子氏の社会文化的分析に注目—

眞島正臣

1. 「レッドオーシャンの名画」という経済の視座から捉えた名画世界の光と陰

経済発展を遂げた黄金時代のオランダ100年間に美術市場は、前例のない発展をした。美術史家小林頼子氏が2023年1月の日経新聞に連載されたエッセイは、名画をめぐる社会文化的分析がなされており現実感を突き付けている。なぜかという、題材に潜む同時代の共感性、画商の役割、絵画購入者の享受のしかたなど、膨張した美術市場の事実を通じて、絵画の現代に通じる社会的存在感を浮かび上がらせる研究に覚醒させられたからである。

レッドオーシャンとは、「苛烈な市場」を意味するのだそう。（日経新聞2023年1月4日掲載参照）100年間の間に制作された絵画点数は、500万～800万枚だという。「現在、私たちが目にするのは、時の刃を潜り抜けた1%ほどの優品だけだ」と小林氏はいう。小林氏が焦点をあてた、名画の背後にある歴史的な特色を追跡し、論説を共有し、吟味してみたい。

2. 英国王へ贈答された4千ギルダーの絵画＝17世紀美術市場の勝ち組



ヘーラルド・ダウ「若い母親」

小林頼子氏によれば、「若い母親」は、「とびきりの一品」だそうである。「英国王に復位した

チャールズ2世へのギフトとして、何と4千ギルダー（当時の労働者の年収の20倍）で買い取られた」という。ライデンの風俗画家の高評価の事例は、稀有の取引であったのだろう。「美的対象である芸術作品の価値は金額に換算しがたいが、歴史のある時点から、有無を言わさぬ需要の原理に左右されることになったのである。」（日経新聞1月4日参照）

17世紀オランダが覇権国家であることは、誰もが承知のことであるが、美術市場においても、資本主義の競争原理の影響下にあったことが、次々と実証されていく。

「若い母親」は、光が当たった世界の作品であることを、知っておこう。

3. 「手紙を書く女」は、フェルメールの独創性というよりも「人気絵画の型」

小林氏は、近代的な画家のオリジナルというよりも当時の需要に応じて描いた作品だという。「17世紀オランダで人気を博した絵画主題の一つに「手紙を書く女」がある」という見解を示す。面白いことに「郵便制度が整い始めた」とことと関係があるらしい。「オランダ女性の3分の1に書字能力があった時代」、「当時の「最先端」の女性たちだ。何といっても、整い始めた郵便制度、ヨーロッパを誇るリテラシーの巧みな使い手なのだから。」と時代変化の中で絵画の中のモデルを捉えている。「面白いことに、「手紙を書く女」を主題とする作品には、互いに類似したものが多い」という。（日経新聞1月6日掲載参照）

最先端の女性をモデルにした「手紙を書く女」の絵画の購入層は、富裕層であったらうとみられている。フェルメールの絵のモデルも何不自由ない服装をしている。



4. 白い壁に絵画を掛けるインテリア革命



ピーテル・センス・エリガ「読書をする女と掃除をする女」

「16世紀末にフランドル（ほぼ現在のベルギーに相当）が政情不安になって以降、同地の画商たちは繁栄を謳歌するオランダでの販売を始めた」のがオランダ画壇隆盛のきっかけのようである。絵画購入の意欲を喚起し、フランドルの室内に絵画を掛ける習慣をオランダにもたらしただ。（日経新聞1月12日掲載参照）

5. 家と富裕層の上客の応対空間アトリエ

「アトリエは、画家にとって、作品制作・展示・販売の場であるとともに、影響力のある富裕な上客と応接し、良好な関係を築くための空間であった」という。「訪問時の彼らはコッデ作品に見るように、絵画を手にとり画家と会話を交わし、制作の意図を尋ね、鑑賞法を学び、絵画愛好家としての作法を体得したに違いない」と小林氏は推測する。そして、「画家は自分の作品を売り込み、愛好家の現下の嗜好や他の画家の動向を探り、パトロン獲得の好機として利用した」と双方のコミュニケーションの大事な場であると位置づけている。（日経新聞1月13日掲載参照）



ピーテル・コッデ「アトリエ訪問」

「アトリエは、画家にとって、作品制作・展示・販売の場であるとともに、影響力のある富裕な上客と応接し、良好な関係を築くための空間であった」という。「訪問時の彼らはコッデ作品に見るように、絵画を手にとり画家と会話を交わし、制作の意図を尋ね、鑑賞法を学び、絵画愛好家としての作法を体得したに違いない」と小林氏は推測する。そして、「画家は自分の作品を売り込み、愛好家の現下の嗜好や他の画家の動向を探り、パトロン獲得の好機として利用したのだろ」と双方のコミュニケーションの大事な場であると位置づけている。（日経新聞 1 月 13 日掲載参照）

6. レンブラントを人気の肖像画家に。仕事を斡旋した画商の存在

小林氏によればレンブラントのような画家でさえ実力のみで人気肖像画家の地位は保持できなかったという。絵画市場を通じて画家の存在を考える小林氏らしい所見である。「市場に大量の絵画作品が出回ると、画家と購入者・発注者と取り持つ画商が存在し始める。」と市場状況を捉える。ヘンドリック・ファン・アイレンブルは、1630 年のレンブラントの活躍を支える斡旋者であった。この頃の傑作である「マルテン・ローテンの肖像」の素晴らしさを小林氏は、次のように評する。「アムステルダムに富裕な商人、ローテンは、控え目ないで立て画家の前に立つ。手紙を読むのを中断し、こちらにふと顔を向けた瞬間の切り取り。その際の表情と動作を演出する絶妙な光の配分。常人に深淵な思索者の雰囲気をつくりだすこうした様式は、レンブラントをたちまち人気の肖像画家に押し上げた」と冷徹な視点で見ている。

レンブラントがファン・アイレンブルの下から独立すると人気は陰っていく一因となっていたという。むろんご承知のように数々の傑作はものにしていたのである。ファン・アイレンブルは、妻の親戚でもあったらしい。画家レンブラントの内面からの制作動機にかなう作品に取り組みたいという意欲とは、相反する問題である。（日経新聞 1 月 10 日掲載）



レンブラント・ファン・レイン「マルテン・ローテンの肖像」

7. 絵画の黄金時代に光の当たらない画家の方が多数だった

「レット・オーシャン」＝「苛烈な市場」の連載タイトルの通り、終盤になると経済格差があからさまな現実を突きつける絵画が登場する。小林氏は、貧しい画家のアトリエでの製作状況を次のように述べる。

「アトリエの主は、17 世紀オランダの美術市場を賑わす様々な立場の画家のうち、最末端に位置するだろう」、「破けた服を着た画家が、肩をすぼめ、イーゼルと腕枕を抱え、壊れかけた画架の前に自信なさげに座る。一中略一父と同じくボロをまとう 2 人の子供が立つ。」画面からはもう 1 人の子供は見えない。小林氏はこの絵画のアトリエモデルを自分自身であるのかは述べていない。(日経新聞 1 月 17 日掲載)



アンドリース・ポト「貧しい画家のアトリエ」

8. 絵画や版画の大衆化、画商以外の絵画の流通経路



ヨハネス・ファン・ソーメル「歳の市の版画売り」

「歳の市では、様々な品目に交じって、絵画や版画を売る店も並んだ。中には、長さ 50 メートル以上の通りに高さ 4 メートルにもなるパネルを連ね、大規模に展示・販売する場もあれば、幼い子供が小遣いで買えるような版画を売る小屋掛けの小さな店もあった」という。小林氏は、このような「画商以外の流通経路」の様相を、「絵画や版画の大衆化」と呼ぶ。どうやら絵画ブームは、巨匠の名画取引以外にも、熱を帯び、社会全体への浸透状況であったらしい。「当時の旅行者の日記中の、「オランダ人はみな熱心に自分の家を絵で飾る・・・肉屋もパン屋も・・・仕事場に絵画を掛ける。」という記述からも窺える」と証拠づけている。現代人のインテリアにお気に入りの版画を飾り、部屋の印象をレベルアップする手法は、17 世紀に発生していたのである。（日経新聞 1 月 11 日掲載参照）

9. まとめに交えて＝17世紀オランダの市民生活と美術享受の様相を垣間見た

ともすれば、小林氏がいう名画として現在に残る作品は、1%しかないらしい最高峰の部分のみを検証して意見を述べがちな美術鑑賞をしていることに気づかされた。「世界サブカルチャー史欲望の系譜」(<https://www.nhk.jp/p/ts/GLP33Y7513/schedule/>)というNHK番組がシリーズで放送されている。「アメリカは、如何にして現在の姿になったか」という資本主義帝国の内面心理を探ることがテーマである。

小林頼子氏の方法は、現代のサブカルチャー史から資本主義を分析する番組の手法に通底するところを感じる。決して、比較事例のテレビ企画のような軽妙な手法と同一視しては、ならない。誤解なきようお願いする。小林頼子氏の研究は17世紀オランダ美術史が、立体的に立ち上がって来るような勢いが手にとれたのである。

(まじま まさおみ)



【研究ノート】

「グローバルな民主主義」の探究——

テッサ・モーリス＝スズキ「批判的 想像力」論に学ぶ（1）

中村共一

はじめに

- 1 戦争のグローバル化のなかで（本号）
- 2 ナショナリズム批判と「批判的想像力」の発見
- 3 世界史における「連累」に立つ
- 4 「内なる多文化主義」は資本と国家を超えうるか

はじめに

アソシエーショニズムの運動のあり方をどう考えたらいいいのか。この点を、僕は、ウクライナ戦争など「人類の危機」と関連づけながら考えようとしていますが、いまだモヤモヤしています。

原理的には、すでに柄谷行人さんの説得的な問題提起（「世界共和国」論）¹⁾があり、多くの刺激を受けてきました。これと関連して、「交換様式D」論が僕の頭に取り憑いています。

しかし、今回の考察は、原理的な点ではなく、むしろ具体的な歴史的実践にそって「アソシエーショニズム」のあり方（論理）を考えていこうとしています²⁾。もちろん、原理的な点を踏まえてのことですが、ここでは、その問題次元を変えて、具体的な歴史にそって、アソシエーショニズムの論理を捉えようとしているのです。具体的な歴史的実践には、それはそれで、固有の問題領域や課題があるように思うからです。いわば、「世界共和国」が自然史の未来にあるとしても、同時に、歴史実践のなかに「内なる世界共和国」を抱き、世界を想像＝創造していく主体がなければ、そこに到達することも大きな困難や犠牲が避けられないのではないか。そう思いながら、原理論と同時にアソシエーショニズムの実践論を掴んでいきたいと考えているわけです。

こうした問題意識を抱いたのは、僕に理論的な展望があるからではありません。むしろ濃霧に包まれて道さえみえない。そんななか、テッサ・モーリス＝スズキさん（以下、失礼ながら、テッサさんと呼ばせていただきます）に出会いました。もちろん、テッサさんにお会いしたことはなく、その出会いは書物を通じてです。なかでも『批判的想像力のために——グローバル化時代の日本』（2002年、平凡社）は、大きなインパクトを受け、その批判的な民主主義論は一気に僕を引きつけていきました。そしてまた、テッサさんの倫理的・実践的な歴史学の方法は、僕のアソシエーショニズム論の方向に光を与えてくれるものともなっています。

もともと、テッサさんは、日本ではよく知られた「歴史学者」（というより思想家）なのです

が、僕の狭い研究生生活（批判的経営学）のたたりもあって、その成果に出会うことができませんでした。『辺境から眺める』（2000 年、みすず書房）、『日本を再発見する』（2014 年、以文社）は、「日本的経営」論とも重なり、看過してはならない書物であったにもかかわらず、見落としています。こうした個人的な経過がありながら、あらためてテッサさんの書物を読みはじめたのは、「戦争のグローバル化」がすすんだ現在において、「グローバリゼーションと民主主義」に関するテッサさんの問題提起に、重要な問題提起が含まれていると考えたからです。そこには、「アソシエーショニズムの運動」の観点からみても、吟味されるべき多くの論点が提示されています。ですので、『批判的想像力のために』を中心にそれらを検討していきたいとは思いますが、思考錯誤も重なって、一回の論稿ではできそうにありません。今回の論考は、やむをえず、シリーズで少しずつ進めていくことにします。読みにくくなりますが、辛抱強く、お付き合いをお願いします。

第 1 回目は、テッサさんの「グローバリゼーション」論からみていくことにします。

1 戦争のグローバル化のなかで

ロシアのウクライナ侵攻から 1 年も経ようとするのに、ウクライナ戦争が止まらない。この戦争が、局地的な地域戦争ではなく、軍事的援助によってアメリカの覇権を死守しようする「アメリカの戦争」——「パックス・アメリカナ」を支えてきた NATO や日本がアメリカの安全保障体制を支援する——を意味とするだけに「戦争のグローバル化」が避けられず、すでに「第 3 次世界大戦」のなかにあるかのようです³⁾。資本主義諸国家の帝国主義的な戦争は、20 世紀以降、世界的規模で繰り返され、人類に悲惨な結果を与えてきました。このことは、軍事力という「暴力による解決」では、確固たる世界平和は不可能であることを教えています。

人類は、戦争のない世界平和が「儚い夢」でしかなく、「人間の宿命」として戦争を受けとめるほかないのか。人類は、国民国家のなかであって、日本のように、せいぜい「軍事大国」（アメリカ）を頼って、「戦利品」を獲得する算段を図っていくしかないのか。ロシアのように、はたまた「競争国」として、あくまでも自らの国家利害を優先して、軍事体制を構築し、軍事力を行使していくしかないのか。いずれにせよ、国家に翻弄されながら、人類は、積極的であれ消極的であれ、「国民」として、国家戦略に組み込まれ、ますます「世界平和」から遠ざかっていくかのようです。国民国家を超え、いかにして「世界平和」を実現していくべきか。未来の人類に向け、「永遠平和」を獲得していく課題が、難題とはいえ、私たちにはあるように思います。

理論的な可能性ではあるものの、世界史的な脱近代の展望がないわけではありません。カントやマルクス、そして柄谷行人さんは、近代の社会構造を転換する方向で、「永遠平和」を理論的に提起してきたように思います。とくに柄谷さんの「世界共和国」論の提起は、原理的な可能性としては、さらに一歩進めた理論展開を示してくれています。「永遠平和」には、近代社会の変革自体が欠かせないのです。しかし、その未来に、一足飛びでたどり着けるわけではありません。現在を生きる私たちにとっては、目の前の社会変革を担うほかになく、「永遠平和」に通じる変革過程を課題として生きるしかありません。未来への責任は、現在の社会変革の実践のなかでしか果たしようがないのです。この観点からすると、とりわけ、アソシエーショニズムの運動が、重要な意義をもってくるように思えます。しかし、その運動は、いかなる論理のうちに可能なのか？ これこそが問題です。

換言して言えば、この問題は、「革命転換」というより、「新たな社会形成」の問題のように思えます。「永遠平和」に通じる社会創造の問題として、「永久革命」を実現しつつける実践が求められてくるのです。なかんずく、アソシエーショニズムの運動とは、近代社会を超え、こうした社会を創造していく運動ではないかと思えます。ですので、何よりも近代社会批判が前

提としてありますが、たんなる近代否定では未来を作りだすことはできません。新たな社会創造につながる批判の方法が求められてくるのです。しかし、こうした方法は、いかにしてあるのでしょうか。

テッサさんの理論は、この点で、重要な示唆を与えてくれているのですが、その出発点にあるのが「グローバリゼーション」という現実です。

テッサさんの「グローバリゼーション」論は、通念のように「国境を越えた空間のひろがり」という点ではなく、また海外投資や貿易といった「国境を越えた経済的なひろがり」という点に留まるものではありません。何よりもそれを、歴史的・構造的に捉えようとするところに特徴があります。そして、そのなかで「近代批判」を展開し、民主主義のあり方を問うものとなっています。ここで構造的な問いかけとは、近代社会の構造を「経済」・「政治」・「文化」（あるいは社会）として捉え、その関連を問うところにあります。グローバリゼーションにあつては、「経済」・「政治」を原因と位置づけ、「文化」が結果としてあると捉え——この把握は「資本」・「国家」が「ネーション」に影響（解体）していく論理と類似しています——、その構造的な関連のうちに「民主主義の劣化」（不自由な自由）の問題が出現していることを剔出するのです。この論理にあつては、一見すると、近代国家の社会民主主義の問題が取り上げられているように見えますが、そうではありません。僕なりに深読みし、結論を先取りして言えば、むしろ近代国家を構成する「社会民主主義」から、「グローバルな民主主義」とも呼びうる「新しい民主主義」の問題を提起しているように見受けられます。

その内容について、『自由を耐え忍ぶ』（岩波書店、2004 年）にも依拠しながら、論理的に、順を追ってみたいと思います。

テッサさんのグローバリゼーション論のキー概念は、「市場の社会的深化」にあります。この概念についてテッサさんは、次のように説明しています。

グローバリゼーションに関する多くの理論家は、新しい世界秩序での市場や民営化の重要な役割を強調している。トーマス・フリードマンは、「グローバル化を推し進める概念は、自由市場資本主義、すなわち、市場原理を導入して、自由貿易と自由競争に経済を開放すればするほど、より効率もあがり、より経済成長するという考えかたである。グローバリゼーションの意味は、世界のほぼすべての国に自由市場資本主義経済が浸透することである」⁴⁾と指摘した。しかし以上の「グローバリゼーション」という分析枠組みを用いてしまえば、市場経済と他の生活領域という（国家的ないし国際的規模での）境界の移動よりも、市場が境界を越えて、「ほぼすべての国々まで」空間的に広がっていることばかりに焦点がしぼられてしまう。私は「市場の社会的深化」という言葉を使い、企業の投資対象が「外部」、つまり世界の周縁へ広がっているだけでなく、「内部」、すなわち余暇や精神と肉体の健康管理、教育や国家安全保障といったこれまで商品経済の範疇には入らない生活の諸領域にまで広がっていることを強調したい。⁵⁾

このように、国家の「外部」にある「世界の周縁」にまで広がっているばかりでなく、国家の「内部」、すなわちかつては商品経済の枠外であった人々の生活の諸領域（「ネーション」＝「想像の共同体」）にまで及んでいる点に眼を向けていくのです。そして、ネーションにおいて、互酬的な「文化」がしだいに商品化されていく過程が抉り出されてくるのですが、「市場の社会的深化」は、この「互酬的な関係」が解体されていく点において捉えられています。この点に加え、さらに国家の「民営化」政策も、「市場の社会的深化」を意味するものと捉えられています。

さて、テッサさんによると「市場の社会的深化」には、「三つの意味」があるとされています

6)。

①文化と経済の相互浸透、②国家と市場の融合、③ワイルドゾーンの出現、といった点です。まずは、順を追って、これらの点を見ていくことにします。

①「第1の重大な側面は、それが経済的・文化的・政治的生活の結合の深まりをもたらしている点である。「非合法」移民の収容や受刑者の懲罰は市場での商品と化し、これまでの正統的経済観そのものの限界を明瞭に露呈した」⁷⁾と指摘しています。「市場の社会的深化」が国家の“公的領域”(公共文化)にまで影響が及んでおり、例えば、ビジネス化された『非合法』移民の収容や受刑者の懲罰において、十分な社会的責任が果せなくなっている事態をつかむのです。換言していえば、この「相互浸透」は、ネーションや国家の「民営化」における「市場化」としてあり、それが、ネーションや国家がもつ「固有の機能」(互酬や再配分)を破壊しているということになります。ただ、こうした「文化」への影響は、結果として、経済を「文化」として問題化する事態をうんでいく「逆の浸透」も起こってきますので、「市場の社会的深化」は「相互浸透」という形で捉えられるのです。

②「第2に、市場の社会的深化は、国家と市場の関係にとっても重要な意味を持つ。グローバリゼーションに関する多くの(必ずしもすべてではない)理論家は、グローバル資本を国家の力を容赦なく侵蝕するものとしてとらえた。しかし、知識や身体、犯罪予防や安全保障といった生活の諸領域にまで市場の浸透があることをふまえるならば、それとは別の事態が出現しつつあるといえよう。これらの領域で、生じたのは、単に「民営化」といった国家の手から企業の手に移管されるというものでなく、むしろ国家と市場が新しく複合的な方法で絡み合うことだった。」⁸⁾という側面です。

この「グローバリゼーション」を「国家と市場の融合」において捉えようとするのは大事な点であろうと思います。「グローバリゼーション」は、国際的な資本や商品の取引の現実においては、やはり国際制度・機関や国際法(所有権、著作権)が介在しており、国家との関係は切り離すことはできません。そればかりか、こうした「融合」があるからこそ、企業競争ばかりか、「国家の競争力」が問題となり、さらにはテロや戦争にまでも繋がっていくことになります。引用文にある「知識や身体、犯罪予防や安全保障といった生活の諸領域」も、人権という点から考えても、すでに法的な網が重ねられてあることに気づくはずです。ともあれ、ここでは、「市場の社会的深化」が国家的側面をもつという点がポイントになっています。

③「第3に、国家の性質の変容は、「公」と「私」の従来の区分の消滅だけでなく、「ワイルドゾーン」と呼びうる政治生活における暴力の領域の再編にも見られる。……国家は、自身を確立された正義と規定することによって、暴力の独占を正当化している。しかし様々な場所と局面において、権力のワイルドゾーンは白日々の下にさらされる」⁹⁾という点が挙げられています。ちょっとなじめない言葉ですが、移民や難民の「排除」のあり様を思い起こしてみれば、そのような「暴力の領域」の存在に気づきます。

いわれてみれば、国家の規制と営業の自由の関係には、つねに「ワイルドゾーン」を付随しているように思います。たとえば、企業労働においても、セクシャル・ハラスメントをはじめ、種々のハラスメントが後を絶ちません。この点を「市場の社会的深化」に位置づけるとは、さすが、テッサさんです。しかし、「戦争の民営化」という事態には、足が震えてきます。現下のウクライナ戦争における「民間軍事会社」は、限りなくこの「ワイルドゾーン」を伝えるものでしょう。

また、『自由を耐え忍ぶ』では、「自由とパノプティコン」「知の囲い込み」「風変わりな資産」「戦争の民営化」といったテーマで、この「ワイルドゾーン」の広がりとともに、「民主主義の劣化」が分析されています。と同時に、そのことから「民主主義の再考」が提起されてきます。したがって、「民主主義」の歴史を振り返って、現在の「市場の社会的深化」(ならびに「民営化」政策による市場化)を位置づけなおしてみると、テッサさんにとっては、以下のように捉

えられることになります。長い文章ですが、引用しておきます。

議会制民主主義の根本原理の形成は、企業経済の勃興期とほぼ軌を一にした。選挙と議会、三権の分立、憲法、基本的人権などの諸概念は、17世紀から18世紀にかけてのヨーロッパの革命の時代の遺産だった。これらの理念は今日に至るまで多くの人々にとって重要なインスピレーションの源となっている。しかし皮肉なことに、西欧の民主主義が共産圏の全体主義体制を倒し、自由の勝利を祝福したまさにその時、これまでの民主主義原理の基礎をゆるがすような事態がグローバルな規模で発生したのである。

市場の社会的深化や広範囲におよぶ「民営化」政策は、普通の人々の生活をますます企業市場の影響下に置く。そしてその影響は、国家権力と企業の癒着と連携によってもたらされたものだった。「民営化」は、国家権力の縮小を必ずしも意味するものではない。むしろ、現在行われている形での「民営化」は、人々の日々の生が民主的な議論や実践から巧妙に遠ざけられ、一般的に（また誤解を呼びうる）「市場の力」と名づけられた非人間的で不可思議な権力に支配されるというものだ。

人々の健康はいかにして促進されるのか、知識は国民（あるいはグローバルな人口）がいかに使用するのが最良なのか、誰が生命資源や文化資源を所有すべきか、といった根源的な問いは、政治的議論の対象から排除されてしまった。そしてこのように矮小化された「政治」的課題の中で残ったのが、犯罪や国家安全保障といった、閉所恐怖症の自警団政治を助長するものばかりだったのである。¹⁰⁾

このように「市場の社会的深化」や「民営化」政策は、1990年代以降のグローバリゼーションのなかで進展し、「国家権力と企業の癒着と連携」を介して、「民主主義原理の基礎をゆるがすような事態」をもたらした。生命資源や文化資源が“政治的議論”（民主主義）から排除され、もっぱら「市場の力」に支配された状況に人々は置かれることになったとみるのです。したがって、「市場」の自由は、「不自由の自由」¹¹⁾とも捉えられ、厳しく批判するマトとなってきます。そしてまた、そこで「民主主義の再考」が求められていくことにもなります。だからといって、テッサさんはストレートに「脱市場」を叫んでいくわけではない。あくまでも、目の前の実践のあり方を求めて「民主主義」を問題化していきます。「市場の社会的深化」に対する批判は、具体的な現実にとって、ラディカルに、かつ深く追究されるものとなっています。僕が惹かれているのも、まさにこの点なのです。

そうであるにしても、グローバリゼーションを「市場の深化」としてのみ捉えるだけでよいのだろうか。そんな疑問もあります。テッサさんは、「市場の社会的深化」を、「資本主義の『内延的拡大』」として捉え、「人間の生活全体が次第に資本主義システムによって『生産される』ものとなり、そしてそのことが、商品とその消費の性格のみならず、労働や社会関係の性格にも重大な意味をもつにいたっている」¹²⁾とも説明されています。はたしてこうした把握で、現在の「市場の社会的深化」を捉えきったといえるのでしょうか。なぜ「市場の社会的深化」が生じているのか、まさに「資本主義システム」にそって捉えていく必要があるのではないか。僕には、むしろ、「市場の社会的深化」は、たんなる「市場の深化」というより、「資本主義システム」の限界状況を示しているように思えます。市場を拡大する資本の蓄積も、自然（人間的・自然的＝意思的存在）の限界に到達し、資本蓄積の前提たる人間を破壊しているからです。「ワイルドゾーン」の拡大は、その証左ではないか。テッサさんとのこの認識の違いが、今後の検討でも、首を出してきそうですので、留意しておきたいと思います。

とはいえ、テッサさんの鋭い刃は、資本主義というよりは、むしろ国民国家に向けられています。『批判的想像力のために』では、2001年の同時多発テロ以降の政治状況を受けて、グローバリゼーションと国民国家の間にある「摩擦」をメインテーマにしています。

要するに、21 世紀の開始の時点で起こったことは、非常に流動的で変化の度合いが激しい経済システムが、国民国家を基盤とする比較的硬直した政治制度と次第に摩擦を起こしつつあることの表れであろう。この摩擦が非常に強烈な場こそ、移民問題や「安全保障」（私はこの言葉を外国に対する軍事的防衛あるいは攻撃と、国内の「法と秩序」の維持——治安警察を指すために用いているが、この二つは次第に不可分のものとなりつつある）と一般に呼ばれている問題である。この摩擦は、グローバルな富と権力が著しく不平等になるにつれて激しさを増しており、このことは、とりわけアメリカ政府の行動が、世界中の人々に甚大な影響を及ぼしているにもかかわらず、主権国家や「国益」といった枠組みの中でのみ表現され、正当化されているということを意味している。

この摩擦から生じてくる火花こそが、グローバルな規模での原理主義である¹³⁾。

文化の核分裂や、冷戦という敵対関係の終結に伴って、新たなイデオロギーの対立（すなわち、原理主義と多元主義の間の対立）が起こり、それがかつての資本主義と共産主義の間の対立と同様、重大な脅威となりつつあるのである。このイデオロギー上の摩擦は、ハンチントンが「文明」圏と名づけた地理的境界線の間でよりも、その内部で起こっている¹⁴⁾。

グローバリゼーションと国民国家との「摩擦」は、世界各国において、「文化（ネーション…中村）の核分裂」が起こり、「原理主義と多元主義」の衝突に直面していると、テッサさんは鋭くとらえ、その対立に熱烈な関心をよせていきます。「歴史教科書論争」や「歴史主体論争」に積極的にかかわりながら、テッサさんは、崩壊していくネーションをナショナリズムで統合しようとする「原理主義」と、「価値やアイデンティティが所与のものではなく、作られるものである」¹⁵⁾とする「多元主義」との衝突のなかで、グローバルな視点に立って、新たな民主主義のあり方を掴みとっているように思えます。僕には、それが「グローバルな民主主義」のあり方を示してくれているようで、ワクワクしています。

ですが、一步一步、そこに向かっていきたいと思います。

※テッサ・モーリス＝スズキさんの主な著書

『日本の経済思想 - 江戸期から現代まで』藤井隆至訳、岩波書店、1991 年

『辺境から眺める - アイヌが経験する近代』大川正彦訳、みすず書房、2000 年

『日本を再発明する - 時間、空間、ネーション』伊藤茂訳、以文社、2014 年（英語版、1998 年）

『批判的想像力のために - グローバル化時代の日本』平凡社、2002 年

『過去は死なない - メディア・記憶・歴史』田代泰子訳、岩波書店、2004 年

『自由を耐え忍ぶ』辛島理人訳、岩波書店、2004 年

『北朝鮮へのエクソダス - 「帰国事業」の影をたどる』田代泰子訳、朝日新聞出版、2007 年

『愛国心を考える』伊藤茂訳、岩波書店、2007 年

（注）

1) 柄谷行人『世界史の構造』岩波書店、2014 年

2) 中村共一「アソシエーションニズム運動——国家を超える社会主義」市民の科学、第 12 号。

3) 中村共一「ウクライナ戦争が止まない——プーチンとは何者か」市民科学通信第 28 号。

- 4) トーマス・フリードマン『レクサスとオリーブの木』東江一紀、服部清美訳、草思社、2000年、9頁。
- 5) テッサ・モーリス＝スズキ『自由を耐え忍ぶ』、辛島 理人訳、岩波書店、2004年、15頁。
- 6) テッサ・モーリス＝スズキ、同上、18頁
- 7) テッサ・モーリス＝スズキ、同上、19頁。
- 8) テッサ・モーリス＝スズキ、同上、20頁。
- 9) テッサ・モーリス＝スズキ、同上、21-22頁。
- 10) テッサ・モーリス＝スズキ、同上、179-180頁。
- 11) テッサ・モーリス＝スズキ、同上、25頁。
- 12) テッサ・モーリス＝スズキ「グローバリゼーションと新しい文化経済」（『グローバリゼーションの文化政治』共著 2004年所収）、90頁。
- 13) テッサ・モーリス＝スズキ『批判的想像力のために - グローバル化時代の日本』2002年、214頁。
- 14) テッサ・モーリス＝スズキ、同上、221頁。
- 15) テッサ・モーリス＝スズキ、同上、220頁。

(なかむら きょういち)

